

国立健康危機管理研究機構職員給与規程

国立健康危機管理研究機構職員給与規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 基本給及び年俸
 - 第1節 基本給（第11条－第16条）
 - 第2節 年俸（第17条－第26条）
- 第3章 手当
 - 第1節 扶養手当（第27条－第32条）
 - 第2節 住居手当（第33条－第39条）
 - 第3節 通勤手当（第40条－第52条）
 - 第4節 単身赴任手当（第53条－第59条）
 - 第5節 地域手当（第60条）
 - 第6節 広域異動手当（第61条）
 - 第7節 役職手当（第62条－第63条）
 - 第8節 特殊勤務手当（第64条－第72条）
 - 第9節 附加職務手当（第73条）
 - 第10節 超過勤務手当等（第74条－第76条）
 - 第11節 宿日直等手当（第77条－第79条）
 - 第12節 役職職員特別勤務手当（第80条）
 - 第13節 業績手当（第81条－第87条）
 - 第14節 医師手当（第88条－第90条）
 - 第15節 診療看護師手当（第91条）
 - 第16節 専門看護手当（第92条）
 - 第17節 医療専門資格手当（第93条）
 - 第18節 研究員調整手当（第94条）
 - 第19節 特別調整手当（第95条）
- 第4章 給与の特例等（第96条－第113条）
- 第5章 規程の実施（第114条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立健康危機管理研究機構職員就業規則（令和7年規程第5号。以下「職員就業規則」という。）第82条の規定に基づき国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）の常勤職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

2 基本給は、職員就業規則第34条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、基本給月額とする。

3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、診療看護師手当、研究員調整手当、専門看護手当、医療専門資格手当及び特別調整手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員が機構において他の職と併任したときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(基本給及び月例年俸の支給)

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額（以下「月例給」という。）を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給月額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。

3 職員が退職（職員就業規則第97条に規定する退職をいう。以下同じ。）したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額又は月例給額についてその期間の現日数から職員就業規則第42条の休日（同規則第45条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに同規則第46条の代休日と重なった場合は、同規則第42条の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給及び月例給の支給定日（以下本条において「支給定日」という。）は、毎月16日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）に当たるときは、18日）

- 二 16日が土曜日に当たるとき 15日
- 三 16日が祝日に当たるとき 17日
- 2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、医師手当、診療看護師手当、研究員調整手当、専門看護手当、医療専門資格手当及び特別調整手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当及び役職職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給及び月例給の支給定日に支給する。
- 4 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
- 5 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。
- 6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

第7条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 本人が死亡したとき。
- 二 退職したとき。
- 2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。
 - 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 子
 - 三 父母
 - 四 孫及び祖父母
 - 五 その他これらに準ずる者

（非常時払）

第8条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があつたときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。

- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第74条から第76条まで、第99条、第104条及び第107条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額、役職手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、診療看護師手当の月額、専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び特別調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第74条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第75条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第76条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額（第65条において「1時間当たり給与等」という。）を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該額に50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の第74条に規定する超過勤務手当、第75条に規定する休日給及び第76条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 5 一の給与期間の第112条に規定する病気休暇を取得した期間を算定する場合において、1時間未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。

第2章 基本給及び年俸

第1節 基本給

(基本給表)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医療職基本給表（別表第1）
 - イ 医療職基本給表（一）

□ 医療職基本給表（二）

八 医療職基本給表（三）

二 事務職基本給表（別表第2）

三 技能職基本給表（別表第3）

四 教育職基本給表（別表第4）

五 研究職基本給表（別表第5）

六 福祉職基本給表（別表第6）

七 専門技術職基本給表（別表第7）

八 レジデント等基本給表（別表第8）

九 任期付職員基本給表（別表第9）

2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第17条に規定する副院長等基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長・局長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士、救急救命士、胚培養士及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（三）	助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		国立看護大学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。
研究職基本給表		専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事するセンター長、部長、室長、主任研究員、研究員及び研究補助員の職を占める職員に適用する。ただし、医療職基本給表及び任期付職員基本給表適用を受ける者を除く。
福祉職基本給表		児童指導員、保育士、医療社会事業専門員及び理事長が定めるものに適用する。
専門技術職基本給表		診療情報管理士、医師事務作業補助者及び理事長が定めるものに適用する。
レジデント等基本給表		臨床研修医、レジデント、フェロー及び専門修練医（以下「レジデント等」という。）に適用する。

任期付職員基本給表	国立健康危機管理研究機構職員人事規程（令和第7年規程第21号。以下「職員人事規程」という。）第7条第5項第4号に規定する任期付職員（若手育成型）に適用する。
-----------	--

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第10に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

- 第12条 新たに基本給表適用職員（前条第1項第8号に定めるレジデント等基本給表の適用を受ける職員（以下「レジデント等基本給表適用職員」という。）及び第9号に定める任期付職員基本給表の適用を受ける職員（以下「任期付職員基本給表適用職員」という。）を除く。以下この条、第15条及び第16条において同じ。）となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。
- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額は、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第11に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第12に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
 - 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
 - 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
 - 5 定年前再雇用短時間勤務職員（職員就業規則第104条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の基本給月額は、その者に適用される基本給表に定める定年前再雇用短時間職員の基本給月額に職員就業規則第34条第1項ただし書により定められたその者の1週間についての勤務時間を職員就業規則第34条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数（以下、「短時間勤務調整数」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
 - 6 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定め

る基準に従い決定する。

(昇格)

第13条 基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表、副院長等基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額、別表第13に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

2 昇格の時期は、10月1日とする。

(降格)

第14条 基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表、副院長等基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき
降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
- 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸
- 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 四 職員就業規則第100条の規定による降任に伴い降格したとき 降格した級の最高号俸

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(昇給)

第15条 9月30日（基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）に決定された日前1年間における9月30日をいう。）以前の1年間の期間における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分	昇給できる号俸数	
	管理職層	
	事務職、教育職、研究職	左記以外
		中間層・初任層

勤務成績が極めて良好	V	2号俸	6号俸
勤務成績が特に良好	IV	1号俸	5号俸
勤務成績が良好	III	昇給しない	3号俸
勤務成績がやや良好でない	II		4号俸
勤務成績が良好でない	I		2号俸
			1号俸

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層・中間層・初任層	
勤務成績が極めて良好	V	2号俸	
勤務成績が特に良好	IV	1号俸	
勤務成績が良好	III	昇給しない	
勤務成績がやや良好でない	II		
勤務成績が良好でない	I		

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第14に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第16条 勤務成績が良好以上である基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はこの限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

第2節 年俸

(基本年俸表)

第17条 基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 副院長等基本年俸表（別表第15）
- 二 任期付職員基本年俸表（別表第16）
- 三 院長・局長等基本年俸表（別表第17）

2 前項の基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）は、基本給表適用職員以外のすべての職員（以下「基本年俸表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本年俸表	適用範囲
副院長等基本年俸表	医療業務に従事する副院長、センター長、特任診療部長、専任診療部長、部門長、診療科長、副部門長、医長及び室長の職を占める職員に適用する。
任期付職員基本年俸表	職員人事規程第7条第5項第3号に規定する任期付職員（専門業務型）に適用する。
院長・局長等基本年俸表	院長、研究所長、研究所副所長、局長その他理事長が別に定める職を占める職員に適用する。

(初任給)

第18条 副院長等基本年俸表の適用を受ける職員（以下「副院長等基本年俸表適用職員」という。）の職務の級は、その職務に応じ、別表第18に定める基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

- 2 新たに副院長等基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。
- 3 任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員（以下「任期付職員基本年俸表適用職員」という。）について、別表第16に掲げる号俸により難しいときは、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める基本年俸額とすることができる。

(昇格等)

第19条 副院長等基本年俸表適用職員を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第19に定める基本年俸表昇格等対応号俸表（以下「基本年俸表対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

- 2 昇格の時期は、4月1日とする。
- 3 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。
- 4 医療職基本給表（一）の適用を受ける職員を副院長等基本年俸表適用職員に昇任させる場合の基本年俸額は、基本年俸表対応号俸表のその職員の昇任前の号俸（昇任した日の前日に受けていた基本給表の号俸をいう。）に対応する昇任後の号俸欄の号俸とする。

(降格)

第20条 副院長等基本年俸表適用職員を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

(昇給)

第21条 副院長等基本年俸表適用職員が現に受けている基本年俸額（第19条の規定により昇格した副院長等基本年俸表適用職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	6号俸
勤務成績が特に良好	IV	5号俸
勤務成績が良好	III	3号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

二 57歳を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	2号俸
勤務成績が特に良好	IV	1号俸
勤務成績が良好	III	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	II	
勤務成績が良好でない	I	

- 2 前項の昇給の時期は、4月1日（以下この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに副院長等基本年俸表適用職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに基本年俸表職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この

場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

(特別の場合の昇給)

第22条 勤務成績が良好以上である副院長等基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はその限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

(月例年俸)

第23条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第18条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

第24条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第18条第2項に規定する場合を除き、別表第15から第17で定める業績年俸額(ただし、当該職員の前年度の業績年俸額が年俸表に定める業績年俸額を基礎として算定する標準の業績年俸額を下回る場合には、前年度の業績年俸の額)に、前年度の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の70から100分の130までの範囲内で理事長の定める基準により理事長がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額(同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。)とする。

- 2 前項の業績年俸の額が、当該基本年俸表適用職員の基本年俸表における業績年俸額に理事長の定める割合を乗じて得た額を超える場合は、その額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 3 第1項の業績年俸の額が、理事長の定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長が定める額を下回る場合は、当該理事長の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。
- 4 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給(以下「昇格・昇給等」という。)により、基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 5 第27条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を

乗じて得た額を加算した額とする。

- 6 第60条の規定により地域手当を支給されている職員、第61条の規定により広域異動手当を支給されている職員又はこれらの手当の両方を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度の機構の業績に応じて定める総額を超えてはならない。これを超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。
- 8 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、職員就業規則第75条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、職員就業規則第78条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員（職員就業規則第80条の規定により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ。）、配偶者同行休業職員（職員就業規則第81条の規定により配偶者同行休業をした職員をいう。以下同じ。）及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第108条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第100条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。
 - 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、職員就業規則第75条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、職員就業規則第78条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者
 - 二 業績年俸に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間に通算することについて、機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
 - 三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
 - イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員
 - ロ 検察官
- ハ 特別職に属する国家公務員

- 二 公庫等職員（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センター（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の職員、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第2条に規定する独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の職員、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第2条に規定する独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機能推進機構」という。）の職員その他の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）
- ホ 地方公務員（理事長の定める者に限る。以下第46条第3項を除いて同じ。）
- ハ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2項第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員のうち理事長が定める者（以下「行政執行法人職員」という。）
- 9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。
 - 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
- 10 機構の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。
- 11 第9項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第124条の規定による懲戒解雇及び同規則第125条第1項による諭旨退職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第108条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘

禁刑以上の刑に処せられたもの

第26条 理事長は、支給日に業績年俵を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俵の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俵を支給することが、職務に対する機構の社会的責任を確保し、業績年俵に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による業績年俵の支給を一時差止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俵の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俵の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第27条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第4号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、次に掲げる職員には支給しない。

- 一 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの
- 二 教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- 三 副院長等基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- 二 満60歳以上の父母及び祖父母
- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 四 重度心身障害者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- 二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

第28条 扶養手当の月額は、第27条第2項第2号から第4号までの扶養親族については1人につき6,500円（次に掲げる職員にあつては、3,500円）、同項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。

- 一 医療職基本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの
- 二 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの
- 三 教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- 四 研究職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

第29条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第27条第2項第1号又は第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、

扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

第30条 理事長は、第29条第2項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第31条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第29条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第29条第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第29条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第29条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で第29条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第29条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(事後の確認)

第32条 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第27条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第30条第3項の規定を準用する。

第2節 住居手当

(住居手当)

第33条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第2条第3項に規定する宿舎に居住している職員その他理事長の定める職員を除く。）
- 二 第53条又は第55条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

（支給額）

第34条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

第35条 新たに第33条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第36条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第33条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

第37条 第35条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払ってい

る場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第38条 住居手当の支給は、職員が新たに第33条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第35条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第39条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第33条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第40条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤(職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。)のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- 二 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車(機構の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未

満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ 住居が離島にある職員

ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）別表第1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第41条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、次条第1項第1号に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。)

二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（平均1箇月当たりの通勤所要回数（年間所要通勤回数を12月で除して得た数）が10回に満たない職員に対しては、当該金額に100分の50を乗じて得た額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25, 900円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29, 100円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32, 300円
- ロ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35, 500円
- ハ 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38, 700円
- カ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42, 200円
- キ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45, 700円
- ク 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49, 200円
- ケ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52, 700円
- コ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56, 200円
- サ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円
- セ 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円
- ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が次条第2号に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするも

の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、次条第2号に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第4項において「特別料金等相当額」という。）。
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 3 前項の規定は、新たに基本給表又は基本年俸表（以下「基本給表等」という。）の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。
- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に掛かる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し特に必要と認める事項は、理事長が別に定めることができる。

（運賃等を負担する職員の通勤手当の額の算出の基準）

第42条 通勤手当の額の算出の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。
- 二 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通常の経路及び方法により算出するものとする。

第43条 通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、職員就業規則第34条に規定する勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第44条 第41条第1項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券の価額

ロ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 理事長が別に定める額

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 前2項の規定は、第41条第2項に規定する特別料金等相当額の算出について準用する。この場合において、第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等相当額」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（届出）

第45条 職員は、新たに第40条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

一 事業場を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

三 第41条第3項の規定により新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を権衡上支給する必要があると認められるものとして理事長が定める職員たる要件を欠くに至った場合

（確認及び決定）

第46条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第40条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第47条 通勤手当の支給は、職員に新たに第40条の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合

においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第45条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 新たに基本給表等の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第40条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第41条の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 第40条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立健康危機管理研究機構旅費規程（令和7年規程第32号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第41条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（通勤手当の返納の事由）

- 第48条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次条各項に定める額を返納させるものとする。
- 一 退職し、若しくは死亡した場合又は第40条の職員たる要件を欠くに至った場合
 - 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - 三 月の中途において職員就業規則第30条第1項ただし書きに規定する許可を受け、職員就業規則第75条の規定による育児休業をし、職員就業規則第78条の規定による介護休業をし、職員就業規則第80条に規定する自己啓発等休業をし、職員就業規則第81条に規定する配偶者同行休業をし、職員就業規則第114条第1項各号に規定する休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなる場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く）。

四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

(通勤手当の返納額)

第49条 普通交通機関等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 1箇月当たりの運賃等相当額等が150,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ □に掲げる場合以外の場合 前条第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、当該事由の発生月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ロ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 理事長の定める額

二 1箇月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ □に掲げる場合以外の場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前条各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額及び第41条第1項第2号による額の事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ロ 前号□に掲げる場合 理事長の定める額

(事後確認)

第50条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第40条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(支給単位期間)

第51条 この節において、「支給単位期間」とは、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

イ □に掲げる場合以外の場合 普通交通機関又は新幹線鉄道等における定期券の通

用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

□ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 理事長の定める期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1 箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 職員就業規則第99条の規定による退職その他の離職をすること。

二 職員就業規則第30条第1項ただし書きに規定する許可を受け、職員就業規則第75条の規定による育児休業をし、職員就業規則第78条の規定による介護休業をし、職員就業規則第80条に規定する自己啓発等休業をし、職員就業規則第81条に規定する配偶者同行休業をし、職員就業規則第114条第1項各号に規定する休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

三 勤務場所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

第52条 支給単位期間は、第47条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第4節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

第53条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に

在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難(以下「通勤困難」という。)であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項及び第55条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
 - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
 - 二 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
 - 三 配偶者が引き続き就業すること。
 - 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
 - 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤するものとした場合の通勤距離が60キロメートル以上であること。
 - 二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

- 第54条 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額)とする。
- 2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者等の住居までの経路の長さとする。
 - 3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
 - 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
 - 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
 - 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
 - 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
 - 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
 - 七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
 - 八 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
 - 九 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
 - 十 2,500キロメートル以上 70,000円
 - 4 新たに基本給表等の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、やむを得

ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが前条第3項で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次条で定める職員には、前3項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(権衡職員の範囲等)

第55条 給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第53条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 職員就業規則第95条第4項の規定により国等への人事異動を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第53条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第5条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第53条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学する場合。

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当

該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用及び職員就業規則第95条第4項の規定により国等への人事異動を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第53条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表等の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 第2号から第6号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「新たに基本給表等の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

九 その他第53条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当（給与法適用職員等が受ける第53条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第56条 新たに第53条又は第55条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第57条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第53条又は第55条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第58条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第53条又は第55条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第53条又は第55条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第56条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第59条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第53条又は第55条第1項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第5節 地域手当

(地域手当)

第60条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第20に定める地域手当支給区分表の支給事業場（以下この条において「支給事業場」という。）に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分（以下この条において「支給区分」という。）に応じて、当該各号に掲げる割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

一 1級地 100分の20

二 2級地 100分の16

三 3級地 100分の8

3 地域手当の支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表20に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。

4 支給割合が100分の16以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表(一)、副院長等基本年俸表又は院長・局長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第3項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

5 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前各項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（第2号又は第3号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年又は2年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤す

る事業場を異にして異動した場合その他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 三 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 6 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表等の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の20の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表等の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務を要する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表等の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。
- 一 人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者であること。
 - 二 対象期間に人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域において勤務していた者（適用日前2年間以内の期間において、かつて基本給表等の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったもの）にあっては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。
- 7 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第6節 広域異動手当

（広域異動手当）

第61条 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法（航空機を除く。）により算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル未満であっても、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日

の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合及び職員が研修（6箇月以内の期間を定めて行うものに限る。）の受講に伴い、受講の直前又は直後にその在勤する官署を異にして異動した場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 人事交流等職員（給与法適用職員等であった者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となった者（人事交流等により職員となった者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は準異動職員（職員就業規則第114条第3号、第4号又は第8号の規定による休職から復職することその他異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあつた職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものに対する広域異動手当の支給は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 人事交流等職員が職員となつた日以前3年以内の期間（理事長が定める場合はその期間）を職員として勤務していたものとした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、同項の規定により支給されることとなる期間及び月額 of 広域異動手当を支給する。

二 準異動職員の当該異動等に準ずるもの（以下この号及び次項において「準異動等」という。）があつた日の前日の勤務場所から準異動等の直後の勤務場所への準異動等を異動等とみなした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、当該準異動等があつた日から3年を経過する日までの間、同項の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当を支給する。

4 前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、広域異動手当（次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から引き続くものに限る。）が支給されることとなる間の異動等により第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものに対する広域異動手当については、第2項の規定を準用する。ただし、理事長が定める準異動職員については、別に理事長が定めるところによる。

一 人事交流等職員 職員となつた日

二 準異動職員 準異動等があつた日

5 第2項、前項又はこの項に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によって第1項の規定により更に広域異動手当が支給されること

となるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この項において「現給広域異動手当」という。）の支給割合を上回るとき又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合になるときにあっては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合になるときにあっては同日以後は当該期間終了後も当該広域異動手当を支給しない。

- 6 前5項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前5項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前5項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

第7節 役職手当

（役職手当）

- 第62条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。
- 2 前項の職員は、別表第21に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。
 - 3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。ただし、第63条の規定により部門長等役職調整加算を受ける職員の同表の区分は、併任する職名に応じた区分を適用するものとする。
 - 4 第63条の規定により部門長等役職調整加算を受ける職員は、前項ただし書の規定により受ける役職手当の月額と部門長等役職調整加算との合計額とする。
 - 5 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。
 - 6 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。
 - 7 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

（部門長等役職調整加算）

- 第63条 部門長等役職調整加算は、次項の表に該当する職名を併任する職員に対して支給する。
- 2 部門長等役職調整加算の月額は、次表に該当する職名に対応する級に第20条の規定により昇格したのものとして受けることとなる場合の基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）から現に受けている基本年俸額を差し引いた額の12分の1の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

基本年俸表	職名
副院長等基本年俸表	副院長、センター長、特任診療部長、専任診療部長、部門長

第8節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第64条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 放射線取扱手当
- 二 夜間看護等手当
- 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当
- 四 防疫等作業手当
- 五 救急医療体制等確保手当
- 六 特殊業務手当
- 七 国際緊急援助手当
- 八 災害派遣手当

(放射線取扱手当)

第65条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき7,000円とする。

3 第1項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときにおいては、放射線取扱手当にかかる1時間当たり給与等を算定する際に、第9条及び第10条第2項の規定にかかわらず、理事長が定める算定方法によることができる。ただし、第9条及び第10条第2項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

(夜間看護等手当)

第66条 夜間看護等手当は、深夜において行われる業務に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（職員就業規則第43条第2項の規定により指定された勤務（同規則第44条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満

医師又は 歯科医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
助産師、看護師 又は准看護師	11,000円	6,000円	5,000円	2,400円
その他の職種	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

3 職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第43条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のため機構の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又全部を機構が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員 380円
- 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
- 三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円

（ヘリコプター搭乗救急医療手当）

第67条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務
- 二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
- 三 前2号の業務にかかる訓練

2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、次の各号に定める額とする。

- 一 副院長等基本年俸表又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員 5,000円
- 二 医療職基本給表の適用を受ける職員（第1号に掲げる者を除く。） 3,000円

3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。

- 一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 100分の100
- 二 理事長が定める場合 理事長が定める割合

（防疫等作業手当）

第68条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに人事院がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち医療職俸給表（一）及び副院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

(救急医療体制等確保手当)

第69条 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合(第5項及び第7項において準用する場合を含む。)に支給する。

2 次の各号に掲げる病院(理事長が定めるときはその一部)において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外(第4項各号に掲げる時間帯をいう。)に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務(宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。)に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院
- 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院
- 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの

3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。

- 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6,000円(診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3,000円)
- 二 次の診療業務に従事した場合(次号に該当するものを除く。) 12,000円
(診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6,000円)
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
- 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間(次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。)が8時間以上の場合 18,000円

4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。

- 一 休診日(祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。)の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
- 二 午後5時15分(診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻)から翌日午前8時30分(診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻)までの間

5 第79条第2項に規定する救急呼出(同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。)により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。

6 医師が分娩業務(当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。)に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。この場合において、当該業務が正規の勤務時間以外の時間に及んだ場合は、5,000円を加算して支給する。

7 前項の規定は、医師が立ち会わず助産師が単独で分娩業務に従事した場合について準用する。

(特殊業務手当)

第70条 特殊業務手当は、別表第22に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。

- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
- 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。
- 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(国際緊急援助手当)

第71条 国際緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）
 - 二 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）
 - 三 国際緊急援助隊法第3条第3項において準用する同条第2項第2号に掲げる輸送
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第1号又は第2号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると理事長が認める業務に従事した場合にあっては、当該各号に定める額にその100分の50（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると理事長が認める場合にあっては、100分の100）に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額）とする。
- 一 前項第1号の業務 4,000円
 - 二 前項第2号の業務 3,000円
 - 三 前項第3号の業務 1,400円
- 3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当を、同項第1号の業務及び同項第3号の業務に従事した場合にあっては同項第3号の業務に係る手当を支給しない。

(災害派遣手当)

第72条 災害派遣手当は、大規模災害地や多傷病者が発生した事故現場などへ派遣された職員に対して、次の各号に掲げる場合において派遣された日1日につき当該各号に掲げる額を支給する。

- 一 傷病者に対する診療等の業務に従事した場合 4,000円
- 二 応急対策作業に従事した場合 1,080円

第9節 附加職務手当

(附加職務手当)

第73条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務（本務）以外の理事長の命令により特に附加された職務（附加職務）のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第10節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第74条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長・局長等基本年俸表の適用を受ける職員（以下、「院長・局長等基本年俸表適用職員」という。）には、第4項を除き適用しない。

2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務100分の125（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150）

二 前号に掲げる勤務以外の勤務100分の135（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160）

3 正規の勤務時間を超えて勤務した時間（以下この項において「超過勤務時間」という。）が1箇月について60時間（ただし、国立健康危機管理研究機構職員勤務時間等規程（令和7年規程第11号。以下「職員勤務時間等規程」という。）第7条に規定する法定休日に指定した日における超過勤務時間を除く。）を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175）を乗じて得た額とする。ただし、職員就業規則第50条に規定する代替休暇を取得した場合は、60時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。

4 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長・局長等基本年俸表適用職員には、第2項第1号ただし書、第2号ただし書及び前項ただし書を適用する。

(休日給)

第75条 職員就業規則第45条第3項に規定する祝日法による休日（職員就業規則第46条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、同規則第45条第3項に規定する年末年始の休日（同規則第46条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当

該休日に代わる代休日。以下「年未年始の休日等」という。)又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長・局長等基本年俸表適用職員には、適用しない。

(夜勤手当)

第76条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第11節 宿日直等手当

第77条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

(宿日直手当)

第78条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 22,500円
- 二 医師以外の宿日直勤務 6,100円
- 三 前各号のうち理事長が定める宿日直勤務 31,500円

2 前項の勤務は、第74条から第76条までの勤務には含まれないものとする。

(救急呼出待機手当)

第79条 救急呼出待機手当は、救急呼出又は災害派遣に備えて自宅等において待機を行った職員に、その待機1回につき(災害派遣については1日当たり。)、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間(救急呼出又は災害派遣により勤務した時間を含む。)が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 副院長等基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員 5,000円
- 二 前号に掲げる者以外の職員 2,000円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間(祝日法による休日等又は年未年始の休日等を含む。)において、救急医療等の業務(理事長が定めるものに限る。)の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

- 3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第12節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第80条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長・局長等基本年俸表適用職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により職員就業規則第42条の規定に基づく休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（次号による勤務及び深夜に勤務した場合を除く。）
- 二 役職手当の支給を受ける職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、前条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）
 - イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合
 - 前条による救急呼出により勤務した場合
 - ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合
- 三 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合
- 四 前号に準じる場合であると理事長が認めた場合

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号及び第1号の2の場合 前項第1号及び第1号の2の規定による勤務1回につき、次の表の区分に応じた、当該区分の支給額
 - イ 役職手当の支給を受ける職員のうち副院長等基本年俸表の適用を受ける職員

区分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	15,500円（23,250円）
	二種	14,000円（21,000円）
	三種、四種	12,500円（18,750円）

- 役職手当の支給を受ける職員のうちイ以外の職員

区分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	12,000円（18,000円）
	二種	10,000円（15,000円）
	三種	8,500円（12,750円）
	四種	7,000円（10,500円）
	五種	6,000円（9,000円）

- ハ 任期付職員基本年俸表適用職員

区分	支給額（6時間を超える勤務の場合）
10号俸以上	12,000円（18,000円）
6号俸～9号俸	10,000円（15,000円）

3号俸～5号俸	8、500円（12、750円）
2号俸以下	7、000円（10、500円）

二 院長・局長等基本年俸表適用職員

区分	支給額（6時間を超える勤務の場合）
	18、000円（27、000円）

二 前項第2号及び第3号の場合 前項の手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高号俸の基本給月額又は月例給額に100分の10を乗じて得た額を最高限度として理事長の承認を得て定めた額

- 3 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職職員特別勤務手当は支給しない。
- 4 第1項第2号又は第3号の規定による役職職員特別勤務手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職職員特別勤務手当を減額する場合がある。

第13節 業績手当

（業績手当）

第81条 業績手当は、機構及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表及びレジデント等基本給表適用職員には適用せず、第2号の規定は任期付職員基本給表適用職員には適用しない。

- 一 基礎的支給部分
- 二 業績反映部分
- 三 年度末賞与

（基礎的支給部分）

第82条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第85条まで、第102条及び第103条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、職員就業規則第75条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、職員就業規則第78条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第108条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第100条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）について

も同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、職員就業規則第75条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、職員就業規則第78条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者
 - 二 業績手当（年度末賞与を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、機構と協定を締結している法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
 - 三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び機構とそれぞれその者を雇用する国その他の相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
 - イ 給与法の適用を受ける職員
 - ロ 検察官
 - ハ 特別職に属する国家公務員
 - ニ 公庫・公団等職員
 - ホ 地方公務員
 - ヘ 行政執行法人職員
- 2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあつては、100分の106.25を乗じて得た額、任期付職員基本給表適用職員にあつては、100分の175）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
- 3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。
- 4 機構の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、業績手当を減額する場合がある。
- 5 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 6 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれ

に相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当及び広域異動手当の月額合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

7 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第83条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第124条の規定による懲戒解雇及び同規則第125条第1項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第108条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第84条 理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合。
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対する機構の社会的責任を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に

該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(業績反映部分)

第85条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第100条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、職員就業規則第75条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、職員就業規則第78条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第108条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第100条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、職員就業規則第75条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、職員就業規則第78条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者
- 二 業績手当（年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、機構との協定を締結している法人の職員となった者（ただし、機構と当該法人との相互了解の下に行

われる人事交流によらないものを除く。)

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び機構とそれぞれの者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらない者を除く。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める業績反映部分の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度の機構の業績に応じて定める総額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。） 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、100分の126.25を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、100分の106.25を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち再雇用短時間勤務職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 機構の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、業績手当を減額する場合がある。

4 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。

6 第82条第6項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第85条第4項」と読み替えるものとする。

7 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第83条中「前条第1項」とあるのは「第85条第1項」と読み替えるものとする。

(年度末賞与)

第86条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日(以下この条、第102条及び第103条において「基準日」という。)に在職する職員(休職にされている者(第100条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。)、停職者、専従休職者、派遣職員、職員就業規則第75条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、職員就業規則第78条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。)であって、病院に勤務する職員に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第5項に定める支給日に支給する。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第124条の規定による懲戒解雇及び同規則第125条第1項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第108条の規定により解雇された職員(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられたもの

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対する機構の社会的責任を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第87条 レジデント等基本給表適用職員の業績手当は、第82条に規定する基準日に在職するレジデント等に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。

2 業績手当は、基準日前6箇月以内の期間(以下「勤務判定期間」という。)における、その者の基準日に在職している事業場での勤務状況に応じて支給する。

- 3 業績手当の額は、勤務判定期間におけるその者の勤務した日数が、月の全日数に対して勤務の割り振りがあったとした場合の日数に100分の80を乗じて得た日数以上ある月につき、6,300円を乗じて得た額とする。

第14節 医師手当

(医師手当)

第88条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

- 2 医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。
- 3 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(定額部分)

第89条 定額部分は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

- 一 医療職基本給表(一)又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職務
 - 二 医療職基本給表(一)以外の基本給表の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職務(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。)ただし、役職手当適用区分表に掲げる職名で役職手当に係る支給区分が一種のものを除く。
- 2 定額部分は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第23に定める医師手当(定額部分)支給種別区分表による。
 - 一 一種及び二種 前項第1号に該当する職務
 - 二 三種 前項第2号に該当する職務
 - 3 定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第24に定める医師手当(定額部分)月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。
 - 4 前項により定額部分を支給している事業場(以下「併任元」という。)を異にする事業場(以下「併任先」という。)に併任されている職員(以下「併任職員」という。)に対しては、第2号の額が第1号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第2号の額から第1号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。
 - 一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第24の額
 - 二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第24の額

(加算部分)

第90条 加算部分は、次に掲げる資格を有することを理事長に届け出た職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基

づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの

二 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医

三 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医

2 加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。

3 加算部分は、職員から届け出があった際に第1項の資格の状況を確認し、第1項の資格を有する場合には、前項の額を月額として支給する。

4 理事長は職員から第1項1号から3号に掲げる資格を有することの届出があったときは、その届出を専門医認定証等（これに準じるものを含む。以下「専門医認定証」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき加算部分の額を決定、又は改定しなければならない。

5 加算部分の支給を受けている職員は、加算部分の支給対象となる資格に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合は、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

一 理事長に提出した専門医認定証の記載内容に変更があった場合。

二 資格を喪失した場合。

6 加算部分の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、加算部分を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、加算部分の支給の開始については、職員の届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。）

7 加算部分は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、加算部分の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

8 理事長は、現に加算部分の支給を受けている職員が、第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び加算部分の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第15節 診療看護師手当

（診療看護師手当）

第91条 診療看護師手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

一 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関であって、理事長が定める指定研修機関を修了し、厚生労働省の「看護師特定行為・業務試行事業」の対象となる行為・業務を行う看護師長、副看護師長、助産師または看護師（以下「看護師長等」という。）

- 二 理事長が指定した病院の統括診療部または診療部で勤務する看護師長等
- 2 前項の手当の額は、5,000円とする。
- 3 診療看護師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第16節 専門看護手当

(専門看護手当)

第92条 専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定・特定看護師」という。）として認定されている者
 - 二 専門・認定・特定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師長等である者
- 2 前項の手当の額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円、特定看護師については認定看護師手当の額に2,000円を加えた額とする。
 - 3 専門看護手当は、職員から届け出があった際に第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
 - 4 理事長は職員から第1項1号から2号に掲げる資格を有することの届出があったときは、その届出を専門看護師認定証等（これに準じるものを含む。以下「専門看護師認定証」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき額を決定、又は改定しなければならない。
 - 5 専門看護手当の支給を受けている職員は、専門看護手当の支給対象となる資格に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合は、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。
 - 一 理事長に提出した専門看護師認定証の記載内容に変更があった場合。
 - 二 資格を喪失した場合。
 - 6 理事長は、現に当該手当の支給を受けている職員が、第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。
 - 7 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第17節 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第93条 医療専門資格手当は、医療職基本給表（二）の適用を受ける職員であって、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 以下のいずれかの資格を有する者であること
 - イ 一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師
 - ロ 日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師
 - ハ 認定臨床微生物検査技師制度協議会が認定する認定微生物臨床検査技師
- 二 前号の資格が直接役立つと認められる以下の業務に従事している者であること
 - イ 前号イの資格として認定される分野の薬剤業務を行っている薬剤部長、副薬剤部

長、主任薬剤師又は薬剤師である者

□ 前号ロの資格として認定される分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師長、副診療放射線技師長、主任診療放射線技師又は診療放射線技師である者

ハ 前号ハの資格として認定される分野の臨床検査業務を行っている臨床検査技師長、副臨床検査技師長、主任臨床検査技師又は臨床検査技師である者

2 前項の手当の額は、3,000円とする。

3 医療専門資格手当は、職員が当該事業場の職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。

4 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第18節 研究員調整手当

(研究員調整手当)

第94条 研究員（研究職基本給表（その職務の級が2級以上である者に限る。）、任期付職員基本給表又は任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる（第60条の規定による地域手当の支給割合が100分の10以上であるものを除く。）研究員には、研究員調整手当を支給する。

2 研究員調整手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10から第60条の規定による地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

第19節 特別調整手当

第95条 特別調整手当は、専ら調査、研究、分析及び技術の開発に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材として新たに採用された職員に対し、特に必要と認める場合に支給する。

2 前項の支給額の決定にあたっては、国内外の研究機関等における給与水準等に照らして算出し、あらかじめ厚生労働省の意見を聴かなければならない。

3 特別調整手当の支給は、第4条の規定を準用する。

4 前各項に規定するもののほか、手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 給与の特例等

(レジデント等基本給表適用職員、任期付職員基本給表適用職員の給与)

第96条 第27条から第39条まで、第53条から第61条まで、第88条から第91条までの規定は、レジデント等基本給表適用職員には適用しない。

2 第27条から第39条まで、第62条、第88条から第91条までの規定は、任期付職員基本給表適用職員には適用しない。

(定年前再雇用短時間勤務職員の給与)

第97条 第13条から第16条まで、第27条から第32条まで第53条から第59条までの規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

- 2 定年前再雇用短時間勤務職員の特殊勤務手当(特殊業務手当に限る。)の額は第70条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再雇用短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第74条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
- 4 定年前再雇用短時間勤務職員における第74条第2項第1号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第3項の限度時間を超えることとなる勤務とする。
- 5 定年前再雇用短時間勤務職員における第74条第2項第1号ただし書きに規定する勤務は常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。

(基本年俸表適用職員の給与)

第98条 第27条から第39条まで、第62条、第81条から第85条まで、第88条から第90条までの規定は、任期付職員基本年俸表適用職員には適用しない。

- 2 第27条から第39条まで、第62条から第71条まで、第77条から第79条まで、第81条から第85条まで、第88条から第90条までの規定は、院長・局長等基本年俸表適用職員には適用しない。

(給与の減額)

第99条 職員が勤務しないときは、職員就業規則第42条に規定する休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず国立健康危機管理研究機構職員兼業規程(令和7年規程第7号。以下「兼業規程」という。)第8条第1項、第16条第1項、第23条第1項、第30条第1項、第34条第2項及び第37条第1項により許可を受けて又は届出を行って勤務時間の一部を割いたときは、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職者の給与)

第100条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第114条第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給与の全額(労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条による休業補償及び労災法第14

条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第114条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第114条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が職員就業規則第114条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 職員が職員就業規則第114条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次に定める割合を支給する。
 - 一 職員就業規則第114条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の70以内
 - 二 職員就業規則第114条第5号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100（休業補償等に相当する額を除く。）以内
 - 三 職員就業規則第114条第7号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内
- 6 職員就業規則第114条の規定により休職にされた職員（次条に該当する職員を除く。）には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第82条第1項又は第24条第8項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第108条第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第6条第4項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第83条及び第84条又は第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第86条中「前条第1項」及び第25条中「前条第8項」とあるのは、「第100条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項から第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。

ただし、職員就業規則第114条第3号及び第4号の規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。

- 10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣職員の給与）

第101条 職員就業規則第114条第8号の規定により派遣された職員（以下「派遣休職職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その従事する業務に対して報酬が支給されないとき、又は当該業務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その休職の期間中、基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。

- 2 派遣休職職員が業務に従事する機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣休職職員には給与を支給しない。
- 3 派遣休職職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

第102条 職員就業規則第75条の規定により育児休業をしている職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

- 2 第82条、第85条及び第86条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間（第86条にあっては、当該年度の4月1日から基準日までの期間）において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。

- 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一 職員就業規則第75条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしていた期間の2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から国立健康危機管理研究機構職員育児・介護休業等規程（令和7年規程第17号。以下「育児・介護規程」という。）第10条に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児・介護規程第10

条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

二 停職者及び専従休職者として在職した期間

三 休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）

4 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をしていた期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第105条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

第103条 職員就業規則第76条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。

3 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第62条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

4 育児短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第70条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

5 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第74条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする。

6 役職手当の支給を受ける育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第74条第4項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。

7 育児短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第89条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

8 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

9 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべ

き第12条から第16条までの規定による基本給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

10 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

(育児時間の期間における給与の取扱い)

第104条 職員就業規則第77条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 取得した育児時間は、業績手当(基礎的支給部分に限る。)又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(復職時調整)

第105条 職員就業規則第114条の規定により休職にされ、若しくは同規則第30条第1項ただし書の規定により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第75条、第78条、第80条若しくは第81条の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休職等の期間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職(休暇)、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職、在籍出向休職、派遣職員の派遣の期間、介護休業の期間	3分の3以下
専従許可の有効期間	3分の2以下
結核性疾患による休職(休暇)	2分の1以下
非結核性疾患による休職(休暇)及び行方不明者(業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。)の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間(無罪判決を受けた場合に限る。)	3分の3以下
育児休業をした期間	100分の100以下
自己啓発等休業の期間(大学等における修学(当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。)及び国際貢献活動のための休業の期間)	100分の100以下
(上記以外の大学等における修学のための休業の期間)	100分の50以下
配偶者同行休業の期間	100分の50以下

2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調

整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長は調整することができる。

- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。
 - 一 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号又は第6号に該当する場合を除く。）
 - 二 国以外の者が国と共同して、又は国の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合（第6号に該当する場合を除く。）
 - 三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合
 - 四 育児休業の承認を受けた場合
 - 五 自己啓発等休業の承認を受けた場合
 - 六 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合
 - 七 配偶者同行休業の承認を受けた場合
- 4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長は調整することができる。
- 5 本条の規定は、第11条第1項第9号に定めるレジデント等基本給表の適用を受ける職員には適用しない。

（介護休業期間における給与の取扱い）

- 第106条 職員が職員就業規則第78条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。
- 2 承認された介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（介護時間の期間における給与の取扱い）

- 第107条 職員就業規則第79条の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(専従許可における給与の取り扱い)

- 第108条 職員が職員就業規則第30条第1項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 専従許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

(短期従事許可における給与の取扱い)

- 第109条 職員が職員就業規則第29条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関(代議員制をとる場合に限る。)、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(自己啓発等休業における給与の取扱い)

- 第110条 職員が職員就業規則第80条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業における給与の取扱い)

- 第111条 職員が職員就業規則第81条の規定に基づき、配偶者同行休業をした場合は、その期間中いかなる給与も支給しない。
- 2 配偶者同行休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(病気休暇取得者の給与の取り扱い)

- 第112条 職員が職員就業規則第64条に規定する病気休暇(業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう)を除く。)を取得した場合の給与は、次条に該当しない限り、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の20を減額して給与を支給する。

(基本給の半減)

- 第113条 第99条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないとき

は、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの

3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の職員就業規則第42条に規定する休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の職員勤務時間等規程第23条第2号に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 国立健康危機管理研究機構安全衛生管理規程（令和7年規程第28号。以下「安全衛生管理規程」という。）第27条第2項の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合

四 国立健康危機管理研究機構復職支援規程（令和7年規程第10号。以下「復職支援規程」という。）第4条第2項に規定する復職支援プログラム期間中、正規の勤務時間内の勤務を割り振らない時間

4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。

7 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から職員就業規則第42条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施

(規程の実施)

第114条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附則(令和7年4月1日規程第19号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(調整規定)

第2条 令和7年5月31日まで の間における第5条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。令和7年6月1日以後における同日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(給与法等適用者の切替措置)

- 第3条 切替日の前日に給与法を適用されていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。
- 2 当分の間、切替日の前日に一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。)第6条第1項に規定する俸給表を適用されていた職員であって、引き続き機構の職員となった者については、第11条及び第17条の規定にかかわらず、附則別表第2に定める基本給表を適用するものとし、その適用に際しては、別に発令されない限り、旧号俸を適用する。この場合において、第74条、第75条及び第80条中「任期付職員基本年俸表適用職員」とあるのは、「附則第3条第2項に掲げる基本給表の適用を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員」と読み替えるものとし、第81条及び第82条中「任期付職員基本給表適用職員」とあるのは、「附則第3条第2項に掲げる基本給表の適用を受ける職員、任期付職員基本給表適用職員」と読み替えるものとする。
- 3 第27条から第39条まで、第62条、第88条から第90条までの規定は、前項に掲げる基本給表の適用を受ける職員には適用しない。
- 4 第2項の規定の適用を受ける職員に対する第80条の規定の適用については、当分の間、同条第2項第1号ハの表中「10号俸以上」とあるのは「6号俸」と、「6号俸～9号俸」とあるのは「4号俸および5号俸」と、「3号俸～5号俸」とあるのは「2号俸および3号俸」と、「2号俸以下」とあるのは「1号俸」と読み替えるものとする。
- 5 当分の間、切替日の前日に任期付研究員法第6条第2項に規定する俸給表を適用されていた職員であって、引き続き機構の職員となった者については、第11条及び第17条の規定にかかわらず、第11条第1項第9号に掲げる基本給表を適用するものとし、その適用に際しては、別に発令されない限り、旧号俸の1号俸上位の号俸を適用する。

(基本年俸表の切替及び経過措置等)

第4条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に国立国際医療研究センター職員給与規程(平成22年4月1日規程第14号(以下「旧規程」という。))を適用されていた職員であって引き続き機構の職員となったものに対する切替日における第11条第1項各号に掲げる基本給表又は第17条第1項各号に掲げる基本年俸表の適用に際しては、附則別表第3の切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

2 当分の間、切替日の前日に旧規程を適用されていた職員で、引き続き機構の職員となったもののうち、旧規程第19条第1項第2号に定める副所長等基本年俸表を適用され、専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する部長、室長の職を占めていた職員に係る基本年俸表の適用については、附則別表第4に掲げる通りとし、その適用に際しては、別に発令されない限り、同一の職務の級及び号俸を適用する。この場合において、第21条第1項及び第22条第1項中「副院長等基本年俸表適用職員」とあるのは、「副院長等基本年俸表適用職員及び附則第4条第2項に掲げる基本年俸表の適用を受ける職員」と読み替えるものとし、第94条第1項中「任期付職員基本給表又は任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員基本給表、附則4条第2項に掲げる基本年俸表又は任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員」と読み替えるものとする。また、第28条第1項第4号の次に次の1号を加える。

五 附則第4条第2項に掲げる基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの

(扶養手当に係る経過措置)

第5条 令和8年3月31日までの間、次に掲げる職員以外の職員で、配偶者(他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けており、第27条第3項各号に掲げる者である者を除く。)を扶養している職員に扶養手当として月額3,000円を支給する。

- 一 任期付職員基本年俸表適用職員
- 二 レジデント等基本給表適用職員
- 三 院長・局長等基本年俸表適用職員
- 四 第27条第1項各号に掲げる職員
- 五 第28条第1項各号に掲げる職員

2 令和8年3月31日までの間、第28条の規定の適用については、同条中「13,000円」とあるのは「11,500円」と読み替える。

(地域手当に係る経過措置)

第6条 令和8年3月31日までの間、職員就業規則第5条に規定する事業場のうち多摩キャンパスに勤務する職員に係る第60条の規定の適用については、同条第2項第2号中「100分の16」とあるのは、「100分の15」と読み替えることとし、村山キャンパスに勤務する職員に係る第60条の規定の適用については、同上第2項第2号中「1

00分の16」とあるのは、「100分の14」と読み替えることとし、また、同条第2項第3号中「100分の8」とあるのは、「100分の9」と読み替える。

- 2 令和7年9月30日までの間、別表第20に定める地域手当支給区分表の適用については、同表中大阪キャンパスの項の次に次のように加えるものとする。

支給事業場	支給区分	支給割合
飯田橋キャンパス	1級地	100分の20

(その他の経過措置)

第7条 国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)附則第6条の規定により機構の職員となる者であって、切替日の前日において国立感染症研究所長から人事院規則9-80(扶養手当)第4条、人事院規則9-54(住居手当)第6条、人事院規則9-24(通勤手当)第4条又は人事院規則9-89(単身赴任手当)第8条の規定に基づく認定又は決定を受けているものが、切替日において第27条、第33条、第40条及び第53条の支給要件に該当するときは、その者に対する扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当の支給に関しては、切替日において理事長の認定又は決定があったものとみなす。

2 切替日の前日に旧規程第60条第1項の適用を受けていた職員であって、引き続き機構の職員となったもののうち附則第4条第2項に掲げる基本年俸表の適用を受ける職員に対する第62条の適用については、附則別表第5に定める額とする。

3 切替日の前日に旧規程第84条第2項第2号の適用を受けていた職員であって、引き続き機構の職員となったもののうち第89条第1項第2号に該当する職員にあつては、当面の間、附則別表第6に掲げる月額を支給する。

4 切替日の前日に給与法第11条の7第1項の適用を受けていた職員であって、引き続き機構の職員となったものは、第60条第5項の規定を準用する。

5 切替日の前日に給与法第10条の4の適用を受けていた職員であって、引き続き機構の職員となったもののうち、第89条第1項第2号に該当する職員に対する別表第23の適用については、切替日に給与法第10条の4が適用されていたとした場合において、その者が適用を受けることとなる附則別表7の人事院規則9-34(初任給調整手当)別表第1の期間の区分に応じて同表に定める免許取得後年数とする。

(時間外手術等従事手当)

第8条 令和9年3月31日までの間、病院において職員が次の各号に掲げる手術又は処置に従事した場合には、次の表に掲げる職種の区分及び診療報酬上の手術の手技点数(時間外加算前)に応じ、同表に掲げる額を時間外手術等従事手当として支給する。

一 医師が正規の勤務時間以外の時間に開始される手術等に従事した場合

二 医師以外の者が正規の勤務時間以外の時間に開始される手術等に従事した場合

職種の区分	手術の手技点数(時間外加算前)		
	3万点未満	3万点~5万点未満	5万点以上
専門医(上限3人)	10,000円	30,000円	50,000円
非専門医(上限3人)	5,000円	15,000円	25,000円

臨床研修医（上限2人）	一律 5,000円
医師以外	一律 3,000円

- 2 前項の表の「専門医」とは、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格を有する歯科医師をいい、「非専門医」とは、「専門医」及び「臨床研修医」以外の医師及び歯科医師をいう。
- 3 第1項に規定する時間外手術等従事手当については、第6条第3項の規定により支給する。

（麻酔手当）

- 第9条 令和9年3月31日までの間、医師が硬膜外麻酔、脊椎麻酔又は閉鎖循環式全身麻酔にかかる麻酔管理を行った場合は、当該一連の業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
- 2 前項の業務において、複数の従事者がいる場合は主たる医師のみを支給対象とする。ただし、主たる医師の勤務時間が7時間45分を超えた場合は、支給対象となる人数の上限を2人とする。
 - 3 第1項の業務が正規の勤務時間以外の時間に及んだ場合は、5,000円を加算して支給する（前条に規定する時間外手術等従事手当が支給される場合を除く。）。
 - 4 第69条第6項に規定する分娩業務にかかる救急医療体制等確保手当が支給される場合は、本条の手当は支給しない。

（処遇改善特別手当）

- 第10条 処遇改善特別手当は、病院を主たる勤務の場所とする医療職基本給表（三）の適用を受ける職員に支給する。
- 2 処遇改善特別手当の月額は、12,000円とする。
 - 3 処遇改善特別手当の支給は、第4条の規定を準用する。

（処遇改善特別手当が支給される育児短時間勤務職員に関する特例）

- 第11条 職員就業規則第76条の規定による育児短時間勤務職員の処遇改善特別手当の月額は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（処遇改善特別手当が支給される職員に関する読み替え）

- 第12条 処遇改善特別手当が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項の適用については、「専門看護手当及び医療専門資格手当」とあるのは、「専門看護手当、医療専門資格手当及び処遇改善特別手当」と読み替えるものとする。
- 2 処遇改善特別手当が支給される職員の第9条の適用については、「専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額」とあるのは、「専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び処遇改善特別手当の月額」と読み替えるものとする。

- 3 処遇改善特別手当が支給される職員の第100条第2項、第3項及び第5項の適用については、「住居手当及び業績手当（基礎支給部分に限る。）又は業績年俸」とあるのは、「住居手当、業績手当（基礎支給部分に限る。）又は業績年俸及び処遇改善特別手当」と読み替えるものとする。
- 4 処遇改善特別手当が支給される職員の第100条第4項及び第10項の適用については、「研究員調整手当及び住居手当」とあるのは、「研究員調整手当、住居手当及び処遇改善特別手当」と読み替えるものとする。

（その他の事項）

第13条 附則第10条から前条までに規定する処遇改善特別手当は、理事長が必要と認めるときは、見直しを行うものとする。

（夜間看護等手当の特例）

第14条 令和8年5月31日までの間、本給与規程第66条第2項に規定する手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（職員就業規則第43条第2項の規定により指定された勤務（同規則第44条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
医師又は 歯科医師	17,400円	8,400円	7,500円	5,000円
助産師、看護師 又は准看護師	11,000円	6,000円	5,000円	2,400円
その他の職種	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

（再雇用職員に適用する基本給表）

第15条 職員就業規則附則第11条の規定により常時勤務を要する職務又は短時間勤務の職務に再雇用した（以下「再雇用職員等」という。）に係る基本給表の適用区分及び基本給月額は、附則別表第8に掲げるとおりとし、その適用については第11条の規定を準用する。

- 2 前項に規定する職員のうち短時間勤務の職務に再雇用された職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、前項の規定による基本給月額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（再雇用職員等に対する業績手当の基礎的支給部分）

第16条 再雇用職員等に対する第82条第2項の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

(再雇用職員等に対する業績手当の業績反映部分)

第17条 再雇用職員等に対する業績手当の業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員(休職にされている者(第99条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。)、停職者、専従休職者、派遣職員、職員就業規則第75条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、職員就業規則第78条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第108条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員(次に掲げる職員を除く。)についても、同様とする。

2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める業績反映部分の額の総額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に、100分の50を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で理事長が前年度の機構の業績に応じて定める総額を超えてはならない。

(再雇用職員等の給与の特例)

第18条 第13条から第16条まで、第27条から第32条まで、第53条から第59条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

2 第97条の規定の適用については、再雇用短時間勤務職員に準用する。この場合において、同条中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再雇用短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

(60歳に達した職員に係る給与の7割措置)

第19条 当分の間、職員の基本給月額及び月例給は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される基本給表に定める基本給月額又は月例給(職員就業規則第100条第1項に規定する他の役職への降任等をされた職員にあっては当該他の役職への降任等をされた日の前日に適用されていた基本給月額又は月例給)のうち、第12条又は第18条の規定により当該職員の属する職務の級並びに号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員に対する第62条の規定の適用については、当分の間、同条第3項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員に対する第80条の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額

(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

- 4 第1項の規定の適用を受ける職員に対する第88条から第90条までの規定の適用については、当分の間、第89条第3項中「医師手当(定額部分)月額表の額」とあるのは、「医師手当(定額部分)月額表の額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。
- 5 前4項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - 一 任期を定めて雇用される職員
 - 二 医療職基本給表(一)の適用を受ける職員
 - 三 医療職基本給表(二)の適用を受ける職員
 - 四 医療職基本給表(三)の適用を受ける職員
 - 五 副院長等基本年俸表の適用を受ける職員
 - 六 院長・局長等基本年俸表の適用を受ける職員
 - 七 研究所長及び国立看護大学校の校長の地位を占める職員
 - 八 研究所副所長及びセンター長の地位を占める職員
 - 九 国立看護大学校の教授及び准教授の地位を占める職員
 - 十 職員就業規則第99条第4項又は第6項の規定により勤務している職員
 - 十一 職員就業規則第103条第1項又は第2項に規定する異動期間を延長された職員

附 則 (令和7年12月1日規程第140号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年12月1日から施行する。

(通勤手当に係る経過措置)

第2条 令和8年3月31日までの間、第40条第2号に掲げる職員のうち、自動車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員の区分は、次に定める額(平均1箇月当たりの通勤所要回数(年間所要通勤回数を12月で除して得た数)が10回に満たない職員に対しては、当該金額に100分の50を乗じて得た額)とする。

- 一 自動車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(業績手当の基礎的支給部分に係る経過措置)

第3条 令和8年3月31日までの間、基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に100分の127.5を乗じて得た額(役職手当の支給を受けている職員にあっては、100分の107.5を乗じて得た額、任期付職員基本給表にあっては、100分の177.5)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

2 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

(業績手当の業績反映部分に係る経過措置)

第4条 令和8年3月31日までの間、業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める業績反映部分の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度の機構の業績に応じて定める総額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。）当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、100分の127.5を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、100分の107.5を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち再雇用短時間勤務職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

(再雇用職員等に対する業績手当の基礎的支給部分)

第5条 再雇用職員等に対する国立健康危機管理研究機構職員給与規程附則（令和7年4月1日規程第19号）第16条の適用については、同条中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」とする。

(再雇用職員等に対する業績手当の基礎的支給部分に係る経過措置)

第6条 令和8年3月31日までの間、再雇用職員等に対する前条の適用については、前条中「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」とする。

(再雇用職員等に対する業績手当の業績反映部分)

第7条 再雇用職員等に対する国立健康危機管理研究機構職員給与規程附則（令和7年4月1日規程第19号）第17条第2項の適用については、同項中「100分の50」とあるのは「100分の51.25」とする。

(再雇用職員等に対する業績手当の基礎的支給部分に係る経過措置)

第8条 令和8年3月31日までの間、再雇用職員等に対する前条の適用については、前

条中「100分の51.25」とあるのは「100分の52.5」とする。

附 則（令和8年4月1日規程第10号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

号俸	基本給月額						
	円						
1	291,400	52	455,600	103	522,300	154	539,300
2	293,700	53	458,000	104	522,800	155	539,500
3	296,000	54	460,000	105	523,600	156	539,700
4	298,200	55	461,700	106	524,200	157	539,900
5	300,300	56	463,500	107	524,900	158	540,100
6	303,800	57	465,200	108	525,600	159	540,300
7	307,300	58	467,100	109	526,000	160	540,500
8	310,700	59	469,000	110	526,500		
9	314,100	60	471,100	111	527,000		
10	317,600	61	473,100	112	527,300		
11	321,000	62	475,300	113	527,700		
12	324,400	63	477,100	114	528,200		
13	327,800	64	479,300	115	528,500		
14	331,300	65	481,000	116	528,900		
15	334,700	66	483,200	117	529,300		
16	338,300	67	485,200	118	529,700		
17	341,900	68	487,500	119	530,100		
18	345,700	69	489,300	120	530,300		
19	349,400	70	491,100	121	530,600		
20	353,300	71	492,900	122	531,000		
21	357,300	72	494,700	123	531,500		
22	361,400	73	496,500	124	532,000		
23	365,000	74	497,900	125	532,300		
24	368,900	75	499,100	126	532,700		
25	373,200	76	500,400	127	533,100		
26	377,400	77	501,500	128	533,400		
27	381,700	78	502,300	129	533,900		
28	385,200	79	503,200	130	534,200		
29	389,400	80	503,900	131	534,500		
30	392,900	81	504,700	132	534,900		
31	396,500	82	505,600	133	535,300		
32	400,400	83	506,500	134	535,600		
33	403,900	84	507,500	135	535,800		
34	407,700	85	508,400	136	536,000		
35	409,900	86	509,300	137	536,200		
36	413,300	87	510,100	138	536,500		
37	416,900	88	510,800	139	536,800		
38	419,200	89	511,600	140	537,000		
39	422,100	90	512,300	141	537,200		
40	425,500	91	513,200	142	537,400		
41	428,000	92	514,000	143	537,500		
42	430,300	93	514,800	144	537,800		
43	433,500	94	515,700	145	537,900		
44	436,500	95	516,500	146	538,100		
45	439,000	96	517,300	147	538,200		
46	441,400	97	518,000	148	538,400		
47	444,000	98	518,600	149	538,500		
48	446,300	99	519,400	150	538,700		
49	449,000	100	520,000	151	538,800		
50	451,400	101	520,900	152	538,900		
51	453,500	102	521,700	153	539,100		

□ 医療職基本給表（二）

号俸	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	227,400	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	228,700	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	230,000	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	231,300	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	232,500	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	233,600	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	234,600	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	235,600	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	236,700	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	237,900	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	239,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	240,500	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	241,800	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	243,100	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	244,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	245,600	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	246,800	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	248,000	297,000	323,100	369,800	408,000		
41	249,200	298,000	324,000	370,800	408,300		
42	250,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
43	251,500	300,300	326,400	372,800	408,900		
44	252,400	301,400	327,600	373,700	409,200		
45	253,200	302,500	328,700	374,500	409,400		
46	254,000	303,600	329,700	375,300	409,700		
47	254,800	304,700	330,700	376,200	410,000		
48	255,600	305,800	331,600	377,000	410,300		
49	256,400	306,900	332,500	377,500	410,500		
50	257,200	308,000	333,500	378,300	410,800		
51	258,000	309,100	334,500	379,100	411,100		
52	258,800	310,200	335,400	379,900	411,400		
53	259,600	311,200	335,900	380,300	411,600		
54	260,400	312,200	336,800	381,000			
55	261,200	313,200	337,500	381,700			
56	262,000	314,200	338,400	382,300			

57	262,700	315,200	339,100	382,700			
58	263,500	316,200	339,400	383,200			
59	264,400	317,200	339,900	383,800			
60	265,200	318,100	340,500	384,400			
61	266,000	319,000	341,100	384,800			
62	266,800	319,800	341,800	385,300			
63	267,600	320,500	342,500	385,800			
64	268,400	321,200	343,100	386,300			
65	269,200	321,800	343,800	386,900			
66	270,000	322,500	344,300	387,400			
67	270,700	323,100	344,900	388,000			
68	271,500	323,700	345,500	388,600			
69	272,300	324,300	345,800	389,100			
70	273,100	324,500	346,400	389,600			
71	273,800	325,000	346,900	390,100			
72	274,600	325,500	347,400	390,600			
73	275,300	326,100	347,900	390,900			
74	276,000	326,600	348,400	391,400			
75	276,700	327,100	348,900	391,800			
76	277,400	327,500	349,300	392,200			
77	278,100	328,100	349,600	392,600			
78	278,800	328,600	349,900				
79	279,500	329,000	350,100				
80	280,200	329,500	350,400				
81	280,800	330,000	350,900				
82	281,400	330,400	351,200				
83	282,100	330,600	351,500				
84	282,800	330,900	351,800				
85	283,400	331,300	352,200				
86	283,900	331,700	352,500				
87	284,500	332,000	352,800				
88	285,000	332,300	353,100				
89	285,500	332,600	353,500				
90	286,000	332,800	353,800				
91	286,500	333,200	354,100				
92	287,100	333,500	354,400				
93	287,600	333,700	354,700				
94	288,000	334,000	355,100				
95	288,400	334,300	355,500				
96	288,800	334,600	355,900				
97	289,200	334,800	356,400				
98	289,600	335,100	356,800				
99	289,900	335,400	357,200				
100	290,200	335,600	357,600				
101	290,500	335,800	358,100				
102	290,700	336,000	358,300				
103	290,900	336,400	358,500				
104	291,100	336,600	358,700				
105	291,400	336,800					
106	291,600	337,200					
107	291,800	337,600					
108	292,000	338,000					
109	292,200	338,200					
110	292,500						
111	292,700						
112	292,900						
113	293,100						
114	293,400						
115	293,600						
116	293,800						

117	294,000						
118	294,100						
119	294,200						
120	294,300						
121	294,500						
122	294,700						
123	294,800						
124	294,900						
125	295,100						
126	295,300						
127	295,400						
128	295,500						
129	295,600						
130	295,700						
131	295,800						
132	295,900						
133	296,000						
134	296,100						
135	296,200						
136	296,300						
137	296,400						
138	296,500						
139	296,600						
140	296,700						
141	296,800						
142	296,900						
143	297,000						
144	297,100						
145	297,200						
146	297,300						
147	297,400						
148	297,500						
149	297,600						
150	297,700						
151	297,800						
152	297,900						
153	298,000						
154	298,100						
155	298,200						
156	298,300						
157	298,400						
158	298,500						
159	298,600						
160	298,700						
161	298,800						
162	298,900						
163	298,950						
164	299,000						
165	299,050						
166	299,100						
167	299,150						
168	299,200						
169	299,250						
170	299,300						
定年前再雇用 短時間勤務職員		219,600					

八 医療職基本給表（三）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	

57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,000		
87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,100		
88	287,100	314,900	352,300	370,700	398,200		
89	287,600	315,800	352,900	371,000	398,300		
90	288,100	316,900	353,500	371,500	398,400		
91	288,600	317,900	354,100	371,900	398,450		
92	289,100	318,900	354,700	372,200	398,500		
93	289,600	319,700	355,100	372,800	398,550		
94	290,200	320,400	355,500	373,300	398,600		
95	290,800	321,100	356,000	373,800	398,650		
96	291,400	321,700	356,400	374,300	398,700		
97	292,000	322,200	356,900	374,900	398,750		
98	292,500	322,500	357,300	375,400	398,800		
99	293,000	323,100	357,800	375,900	398,850		
100	293,500	323,700	358,200	376,300	398,900		
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600	381,100			
111	297,800	328,800	363,100	381,200			
112	298,100	329,100	363,500	381,300			
113	298,400	329,400	363,900	381,400			
114	298,600	329,800	364,300	381,500			
115	298,900	330,100	364,800	381,600			
116	299,100	330,400	365,300	381,700			

117	299,400	330,600	365,700	381,800			
118	299,700	330,900	366,200	381,900			
119	300,000	331,200	366,700	382,000			
120	300,300	331,400	367,200	382,100			
121	300,600	331,600	367,500	382,200			
122	301,000	331,900	367,550	382,300			
123	301,300	332,200	367,600	382,400			
124	301,600	332,500	367,650	382,500			
125	301,800	332,700	367,700	382,600			
126	302,000	333,000	367,750	382,700			
127	302,300	333,400	367,800				
128	302,700	333,600	367,850				
129	302,900	333,800	367,900				
130	303,200	334,000	367,950				
131	303,600	334,400	368,000				
132	304,000	334,600	368,050				
133	304,200	334,900	368,100				
134	304,500	335,300	368,150				
135	304,800	335,700	368,200				
136	305,100	336,100	368,250				
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200	342,350					
155	310,400	342,400					
156	310,700	342,450					
157	311,000	342,500					
158	311,300	342,550					
159	311,600	342,600					
160	311,900	342,650					
161	312,300	342,700					
162	312,600	342,750					
163	312,900	342,800					
164	313,200	342,850					
165	313,600	342,900					
166	313,900	342,950					
167	314,200	343,000					
168	314,500	343,050					
169	314,900						
170	314,950						
171	315,000						
172	315,050						
173	315,100						
174	315,150						
175	315,200						
176	315,250						
177	315,300						
178	315,350						
179	315,400						
定年前再雇用 短時間勤務職員	260,200						

別表第2 事務職基本給表(第11条第1項第2号関係)

号俸	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,500	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	233,000	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	234,500	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	236,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	237,500	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	239,000	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	240,500	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	242,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	243,400	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	244,800	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	246,200	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	247,400	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	248,600	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	249,800	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	251,000	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	252,100	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	253,200	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	254,300	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	255,400	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	256,400	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	257,400	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	258,400	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	259,400	329,700	372,000	388,300	411,500				

57	260,400	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	261,300	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	262,200	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	263,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	263,900	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	264,700	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	265,500	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	266,300	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	267,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	267,800	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	268,600	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	269,300	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	270,000	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	270,800	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	271,600	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	272,300	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	273,000	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	273,800	341,100	381,600	395,500					
75	274,600	341,500	382,100	395,800					
76	275,300	341,900	382,400	396,000					
77	276,000	342,300	382,800	396,200					
78	276,700	342,800	383,300	396,500					
79	277,400	343,300	383,700	396,800					
80	278,100	343,800	384,100	397,000					
81	278,800	344,100	384,500	397,200					
82	279,500	344,500	385,000	397,500					
83	280,200	344,900	385,400	397,800					
84	280,900	345,300	385,800	398,000					
85	281,500	345,600	386,100	398,200					
86	282,200	346,000							
87	282,800	346,400							
88	283,500	346,800							
89	284,100	347,000							
90	284,800	347,400							
91	285,400	347,800							
92	286,100	348,200							
93	286,700	348,400							
94	287,400	348,800							
95	288,000	349,200							
96	288,500	349,500							
97	289,000	349,800							
98	289,600	350,200							
99	290,100	350,600							
100	290,700	351,000							
101	291,200	351,500							
102	291,700	351,900							
103	292,300	352,300							
104	292,900	352,700							
105	293,400	353,200							
106	293,900	353,600							
107	294,300	353,900							
108	294,600	354,200							
109	294,800	354,700							
110	295,100	354,900							
111	295,300	355,100							
112	295,600	355,300							
113	295,800	355,500							
114	296,000	355,700							
115	296,300	355,900							
116	296,500	356,100							

117	296,800								
118	297,100								
119	297,400								
120	297,700								
121	298,000								
122	298,300								
123	298,600								
124	299,000								
125	299,200								
126	299,400								
127	299,700								
128	300,100								
129	300,300								
130	300,600								
131	301,000								
132	301,400								
133	301,600								
134	301,900								
135	302,200								
136	302,500								
137	302,700								
138	303,000								
139	303,300								
140	303,600								
141	303,800								
142	304,200								
143	304,600								
144	304,900								
145	305,100								
146	305,300								
147	305,600								
148	306,000								
149	306,200								
150	306,400								
151	306,700								
152	307,000								
153	307,400								
154	307,600								
155	307,900								
156	308,200								
157	308,500								
定年前再雇用 短時間勤務職員		219,500							

別表第4 教育職基本給表(第11条第1項第4号関係)

号俸	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	261,400	340,300	393,600	461,300	563,800
2	263,600	341,900	395,300	470,100	571,100
3	265,700	343,500	396,700	478,500	577,100
4	267,600	345,000	398,000	486,600	582,100
5	269,400	346,500	399,200	494,900	586,100
6	270,900	348,100	400,200	502,600	589,100
7	272,400	349,700	401,200	509,900	591,400
8	273,900	351,300	402,200	516,900	593,400
9	275,700	352,700	403,100	523,600	
10	277,700	354,700	404,200	529,800	
11	279,700	356,700	405,300	534,500	
12	281,700	358,700	406,400	538,000	
13	283,700	360,500	407,500	541,500	
14	285,900	362,100	408,600	544,700	
15	288,000	363,700	409,700	547,700	
16	290,100	365,300	410,800	550,200	
17	292,000	366,600	411,900	552,300	
18	294,700	368,100	413,000		
19	297,400	369,500	414,100		
20	300,000	370,800	415,300		
21	302,600	372,100	416,300		
22	305,000	373,300	417,400		
23	307,400	374,500	418,500		
24	309,600	375,600	419,700		
25	311,800	376,700	420,600		
26	313,800	378,100	421,700		
27	315,800	379,400	422,800		
28	317,800	380,700	423,800		
29	319,800	382,000	424,800		
30	321,700	383,300	425,900		
31	323,600	384,600	427,000		
32	325,500	385,900	428,100		
33	327,300	387,200	429,100		
34	329,200	388,400	430,300		
35	331,100	389,600	431,500		
36	333,000	390,700	432,700		
37	334,700	391,800	433,400		
38	335,900	393,000	434,300		
39	337,000	394,100	435,200		
40	338,100	395,200	436,000		
41	338,700	396,300	436,800		
42	339,100	397,500	437,700		
43	339,500	398,700	438,600		
44	339,900	399,800	439,400		
45	340,500	400,800	440,100		
46	341,000	401,800	441,000		
47	341,500	402,800	442,000		
48	341,900	403,700	442,900		
49	342,300	404,900	443,800		
50	342,700	406,300	444,700		
51	343,100	407,700	445,700		
52	343,500	409,100	446,600		
53	343,900	409,900	447,600		
54	344,300	410,900	448,600		
55	344,700	411,900	449,500		
56	345,100	413,000	450,500		

57	345,500	413,900	451,400		
58	345,900	414,700	452,300		
59	346,300	415,500	453,200		
60	346,700	416,200	454,200		
61	347,100	416,900	455,000		
62	347,500	417,800	455,400		
63	347,900	418,600	456,000		
64	348,300	419,200	456,600		
65	348,700	419,800	457,200		
66	349,100	420,200	457,900		
67	349,500	420,500	458,200		
68	349,900	420,800	458,800		
69	350,300	421,100	459,200		
70	350,800	421,400	459,500		
71	351,200	421,600	459,800		
72	351,600	421,900	460,100		
73	351,900	422,100	460,400		
74	352,400	422,400			
75	352,800	422,700			
76	353,200	423,000			
77	353,600	423,200			
78	354,100	423,400			
79	354,600	423,700			
80	355,100	424,000			
81	355,600	424,200			
82	356,300	424,500			
83	357,000	424,800			
84	357,700	425,100			
85	358,300	425,300			
86	358,900	425,600			
87	359,500	425,900			
88	360,100	426,100			
89	360,600	426,300			
90	361,000	426,600			
91	361,400	426,900			
92	361,800	427,100			
93	362,200	427,300			
94	362,600				
95	363,100				
96	363,500				
97	364,100				
98	364,600				
99	365,000				
100	365,500				
101	365,900				
102	366,400				
103	366,700				
104	367,100				
105	367,600				
106	368,000				
107	368,500				
108	369,000				
109	369,400				
110	369,900				
111	370,300				
112	370,700				
113	371,100				
114	371,500				
115	371,900				
116	372,300				

117	372,700				
118	373,100				
119	373,500				
120	373,900				
121	374,200				
122	374,600				
123	375,100				
124	375,400				
125	375,800				
126	376,300				
127	376,800				
128	377,200				
129	377,600				
定年前再雇用 短時間勤務職員	288,000				

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	185,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	248,700	281,100	309,500
3	189,100	249,700	281,800	310,800
4	190,800	250,700	282,500	312,000
5	192,500	251,700	283,100	313,000
6	194,200	252,900	283,700	314,200
7	195,800	254,000	284,300	315,400
8	197,400	255,000	284,900	316,500
9	199,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	257,100	286,100	318,700
11	202,000	258,000	286,700	319,800
12	203,500	258,500	287,200	320,900
13	205,000	259,100	287,700	321,900
14	206,500	259,500	288,200	323,000
15	208,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	260,400	289,100	325,200
17	211,000	260,900	289,500	326,200
18	212,400	261,400	289,900	327,300
19	213,800	261,900	290,300	328,400
20	215,200	262,500	290,700	329,400
21	216,600	263,300	291,100	330,400
22	217,700	263,900	291,500	331,400
23	218,800	264,500	291,900	332,400
24	219,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	266,100	292,700	334,400
26	221,800	266,800	293,100	335,300
27	222,700	267,400	293,500	336,400
28	223,600	268,200	293,900	337,400
29	224,500	269,000	294,300	338,400
30	225,300	269,700	294,800	339,400
31	226,100	270,400	295,300	340,400
32	226,900	271,100	295,800	341,300
33	227,700	271,800	296,300	342,200
34	228,500	272,500	296,800	343,100
35	229,300	273,200	297,300	344,000
36	230,100	273,900	297,800	344,900
37	230,800	274,600	298,300	345,800
38	231,600	275,300	299,000	346,800
39	232,400	275,900	299,600	347,800
40	233,200	276,500	300,300	348,700
41	234,000	277,000	300,900	349,600
42	234,700	277,500	301,500	350,500
43	235,400	278,000	302,100	351,400
44	236,100	278,500	302,600	352,200
45	236,800	279,000	303,100	353,000
46	237,400	279,500	303,700	353,800
47	238,000	280,000	304,300	354,600
48	238,600	280,400	304,900	355,300
49	239,200	280,800	305,500	356,000
50	239,800	281,300	306,200	356,800
51	240,400	281,700	306,900	357,600
52	240,900	282,200	307,600	358,200
53	241,400	282,600	308,200	358,900
54	241,900	283,100	308,900	359,500
55	242,400	283,600	309,600	360,200
56	242,900	284,100	310,200	360,900

57	243,400	284,600	310,800	361,500
58	243,900	285,200	311,500	362,000
59	244,300	285,800	312,200	362,500
60	244,800	286,400	312,800	363,000
61	245,400	287,000	313,300	363,400
62	245,900	287,600	313,800	
63	246,400	288,200	314,400	
64	246,800	288,800	315,000	
65	247,200	289,300	315,600	
66	247,700	289,800	316,000	
67	248,200	290,300	316,500	
68	248,600	290,800	317,000	
69	249,000	291,300	317,300	
70	249,500	291,800	317,800	
71	250,000	292,200	318,300	
72	250,400	292,600	318,700	
73	250,800	293,000	318,900	
74	251,300	293,400	319,200	
75	251,800	293,800	319,400	
76	252,200	294,200	319,700	
77	252,600	294,600	320,000	
78	253,000	295,000	320,300	
79	253,400	295,400	320,600	
80	253,800	295,900	320,800	
81	254,200	296,200	321,000	
82	254,600	296,700	321,300	
83	255,000	297,200	321,600	
84	255,400	297,700	321,800	
85	255,800	298,000	322,000	
86	256,200	298,500	322,300	
87	256,600	299,000	322,600	
88	257,000	299,300	322,900	
89	257,300	299,700	323,100	
90	257,700	300,200	323,400	
91	258,100	300,700	323,700	
92	258,400	301,200	323,900	
93	258,700	301,500	324,100	
94	259,100	301,900	324,400	
95	259,500	302,400	324,700	
96	259,800	302,900	324,900	
97	260,100	303,300	325,100	
98	260,400	303,700		
99	260,700	304,000		
100	260,900	304,300		
101	261,100	304,600		
102	261,400	305,000		
103	261,700	305,300		
104	261,900	305,700		
105	262,100	306,000		
106	262,400	306,400		
107	262,700	306,800		
108	262,900	307,100		
109	263,100	307,300		
110	263,400	307,600		
111	263,700	307,900		
112	263,900	308,100		
113	264,100	308,300		
114	264,400	308,600		
115	264,700	308,900		
116	264,900	309,100		

117	265,100	309,300		
118	265,300	309,600		
119	265,600	309,900		
120	265,900	310,100		
121	266,100	310,300		
122	266,300	310,600		
123	266,600	310,900		
124	266,800	311,100		
125	267,100	311,300		
126	267,400	311,600		
127	267,700	311,900		
128	267,900	312,100		
129	268,100	312,300		
130	268,400			
131	268,600			
132	268,900			
133	269,100			
134	269,300			
135	269,600			
136	269,900			
137	270,100			
138	270,300			
139	270,600			
140	270,800			
141	271,100			
142	271,400			
143	271,700			
144	271,900			
145	272,100			
146	272,400			
147	272,600			
148	272,800			
149	273,100			
150	273,400			
151	273,700			
152	273,900			
153	274,100			
154	274,300			
155	274,600			
156	274,900			
157	275,100			
158	275,300			
159	275,600			
160	275,900			
161	276,100			
162	276,300			
163	276,600			
164	276,900			
165	277,100			
166	277,300			
167	277,600			
168	277,900			
169	278,100			
定年前再雇用 短時間勤務職員		227,500		

別表第5 研究職基本給表（第11条第1項第5号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
15	208,600	265,100	349,900	395,900	
16	210,400	267,300	350,900	397,400	
17	212,100	269,500	352,000	398,900	
18	213,900	271,900	353,300	400,500	
19	215,700	274,300	354,500	402,100	
20	217,500	276,700	355,700	403,800	
21	219,300	279,000	356,900	405,000	
22	221,100	281,100	358,000	406,400	
23	222,800	283,200	359,100	407,800	
24	224,500	285,200	360,200	409,100	
25	226,200	287,200	361,300	410,400	
26	228,300	289,100	362,300	411,700	
27	230,200	291,000	363,300	413,200	
28	232,100	292,900	364,300	414,700	
29	234,000	294,800	365,200	415,900	
30	235,100	296,300	366,100	417,100	
31	236,200	297,800	366,900	418,700	
32	237,300	299,300	367,700	420,200	
33	238,700	300,800	368,400	421,500	
34	240,200	302,300	369,200	422,900	
35	241,700	303,800	370,000	424,300	
36	243,200	305,200	370,800	425,700	
37	244,700	306,600	371,600	427,100	
38	246,300	307,500	372,400	428,500	
39	247,900	308,400	373,200	429,900	
40	249,500	309,300	374,000	431,300	
41	251,100	310,100	374,800	432,400	
42	252,600	310,600	376,100	433,700	
43	254,100	311,100	377,400	435,100	
44	255,600	311,600	378,600	436,400	
45	257,100	312,100	379,300	437,200	
46	258,400	312,600	380,300	438,000	
47	259,600	313,100	381,100	438,900	
48	260,800	313,600	381,800	439,800	
49	262,000	314,000	382,500	440,600	
50	263,100	314,500	383,200	441,400	
51	264,200	315,000	383,900	442,000	
52	265,300	315,500	384,600	442,800	
53	266,400	315,900	385,200	443,200	
54	267,500	316,400	385,900	443,800	
55	268,500	316,800	386,700	444,300	
56	269,500	317,200	387,500	444,800	
57	270,500	317,600	388,100	445,300	
58	271,200	318,000	388,900		
59	271,800	318,400	389,600		
60	272,400	318,800	390,300		

61	273,000	319,200	390,900		
62	273,600	319,800	391,600		
63	274,200	320,400	392,300		
64	274,800	321,000	393,000		
65	275,400	321,500	393,700		
66	276,000	322,100	394,300		
67	276,600	322,700	394,900		
68	277,200	323,300	395,600		
69	277,800	323,800	396,300		
70	278,500	324,400	396,800		
71	279,200	325,000	397,400		
72	279,900	325,600	398,000		
73	280,500	326,100	398,500		
74	281,200	326,800	399,100		
75	281,900	327,500	399,700		
76	282,600	328,200	400,200		
77	283,200	328,900	400,700		
78	283,900	329,600	401,200		
79	284,600	330,300	401,700		
80	285,200	331,000	402,400		
81	285,800	331,700	402,800		
82	286,500	332,500			
83	287,200	333,200			
84	287,800	333,800			
85	288,400	334,300			
86	289,100	334,800			
87	289,800	335,200			
88	290,400	335,600			
89	291,000	335,900			
90	291,700	336,400			
91	292,400	336,800			
92	293,000	337,200			
93	293,600	337,500			
94	294,300	337,900			
95	294,900	338,300			
96	295,500	338,700			
97	295,800	339,200			
98	296,400	339,700			
99	297,000	340,200			
100	297,500	340,700			
101	298,000	341,200			
102	298,400	341,700			
103	298,800	342,200			
104	299,200	342,700			
105	299,600	343,100			
106	300,100	343,500			
107	300,600	344,000			
108	300,900	344,400			
109	301,100	344,900			
110	301,500	345,300			
111	301,800	345,700			
112	302,000	346,100			
113	302,300	346,600			
114	302,600	347,000			
115	302,900	347,400			
116	303,200	347,800			
117	303,500	348,300			
118	303,800	348,700			
119	304,000	349,100			
120	304,300	349,500			
121	304,600	349,900			
定年前再雇用 短時間勤務職員			263,600		

別表第6 福祉職基本給表(第11条第1項第6号関係)

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	199,600	287,800	313,800	57	271,800	339,500	384,300
2	201,300	288,800	315,500	58	272,400	339,700	384,900
3	203,000	289,700	317,000	59	273,100	340,200	385,500
4	204,700	290,600	318,500	60	273,900	340,700	386,200
5	206,300	291,500	319,700	61	274,600	341,000	386,600
6	207,900	292,400	321,100	62	275,600	341,400	387,300
7	209,500	293,300	322,500	63	276,500	341,900	387,900
8	211,100	294,200	323,900	64	277,400	342,300	388,500
9	212,700	295,000	325,300	65	278,300	342,700	388,900
10	214,500	296,000	326,800	66	279,300	343,200	389,400
11	216,300	297,200	328,200	67	280,200	343,600	390,000
12	217,400	298,300	329,600	68	281,100	344,100	390,500
13	218,500	299,500	331,000	69	282,000	344,300	390,900
14	219,700	300,600	332,600	70	282,900	344,800	391,400
15	220,900	301,700	334,200	71	283,700	345,300	391,900
16	222,000	302,800	335,700	72	284,600	345,700	392,400
17	223,100	303,900	337,200	73	285,500	346,000	392,900
18	224,100	305,000	338,800	74	286,500	346,400	393,300
19	225,100	306,100	340,400	75	287,500	346,900	393,700
20	226,100	307,100	341,900	76	288,500	347,300	394,100
21	227,100	308,100	343,400	77	289,400	347,500	394,300
22	228,500	309,100	344,900	78	290,300	347,800	394,500
23	229,800	310,100	346,400	79	291,300	348,200	394,800
24	231,100	311,100	347,900	80	292,300	348,600	395,100
25	232,400	312,100	349,400	81	293,200	348,900	395,300
26	233,700	313,100	351,000	82	294,100	349,200	395,600
27	235,000	314,100	352,600	83	295,100	349,600	395,900
28	236,200	315,100	354,100	84	296,100	350,000	396,100
29	237,400	316,100	355,300	85	297,000	350,300	396,300
30	238,400	317,200	356,800	86	297,900	350,700	
31	239,400	318,300	358,300	87	298,800	351,100	
32	240,400	319,400	359,800	88	299,700	351,300	
33	241,400	320,500	361,200	89	300,600	351,600	
34	242,400	321,600	362,700	90	301,400		
35	243,300	322,700	364,200	91	302,300		
36	244,200	323,800	365,700	92	303,200		
37	245,100	324,800	367,100	93	304,000		
38	246,200	325,900	368,500	94	304,900		
39	248,300	327,000	369,900	95	305,900		
40	250,300	328,000	371,300	96	306,900		
41	252,300	329,000	372,300	97	307,800		
42	254,300	329,900	373,400	98	308,700		
43	255,900	330,800	374,300	99	309,700		
44	257,500	331,700	375,400	100	310,600		
45	258,800	332,600	376,100	101	311,500		
46	260,300	333,300	376,700	102	312,400		
47	261,500	333,900	377,400	103	313,300		
48	262,600	334,500	378,200	104	314,200		
49	263,700	335,100	379,000	105	315,000		
50	264,800	335,800	379,700	106	315,700		
51	265,900	336,400	380,500	107	316,600		
52	267,000	337,000	381,200	108	317,400		
53	268,100	337,600	382,000	109	318,200		
54	269,200	338,100	382,700	110	319,000		
55	270,100	338,600	383,400	111	319,500		
56	271,000	339,100	384,000	112	320,000		

113	320,500		
114	321,000		
115	321,600		
116	322,100		
117	322,600		
118	322,900		
119	323,200		
120	323,700		
121	324,000		
122	324,300		
123	324,600		
124	324,900		
125	325,200		
126	325,600		
127	326,000		
128	326,300		
129	326,500		
130	327,000		
131	327,400		
132	327,600		
133	328,000		
134	328,400		
135	328,800		
136	329,200		
137	329,500		
138	329,700		
139	330,000		
140	330,300		
141	330,600		
142	331,000		
143	331,200		
144	331,500		
145	331,900		
146	332,300		
147	332,600		
148	332,900		
149	333,200		
150	333,500		
151	333,900		
152	334,200		
153	334,400		
154	334,600		
155	334,900		
156	335,200		
157	335,500		
158	335,700		
159	335,750		
160	335,800		
161	335,850		
162	335,900		
163	335,950		

164	336,000		
165	336,050		
166	336,100		
167	336,150		
168	336,200		
169	336,250		
170	336,300		
定年前再雇用 短時間勤務職員	245,600		

別表第7 専門技術職基本給表（第11条第1項第7号関係）

号俸	職務の級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,500	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
2	184,600	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
3	185,800	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
4	186,900	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
5	188,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
6	189,700	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
7	191,300	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
8	192,900	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
9	194,500	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10	196,200	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11	197,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,500	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	233,000	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	234,500	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	236,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	237,500	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	239,000	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	240,500	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	242,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	243,400	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	244,800	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	246,200	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	247,400	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	248,600	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	249,800	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	251,000	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	252,100	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	253,200	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	254,300	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	255,400	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	256,400	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	257,400	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	258,400	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	259,400	329,700	372,000	388,300	411,500	

57	260,400	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	261,300	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	262,200	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	263,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	263,900	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	264,700	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	265,500	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	266,300	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	267,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	267,800	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	268,600	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	269,300	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	270,000	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	270,800	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	271,600	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	272,300	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	273,000	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	273,800	341,100	381,600	395,500		
75	274,600	341,500	382,100	395,800		
76	275,300	341,900	382,400	396,000		
77	276,000	342,300	382,800	396,200		
78	276,700	342,800	383,300	396,500		
79	277,400	343,300	383,700	396,800		
80	278,100	343,800	384,100	397,000		
81	278,800	344,100	384,500	397,200		
82	279,500	344,500	385,000	397,500		
83	280,200	344,900	385,400	397,800		
84	280,900	345,300	385,800	398,000		
85	281,500	345,600	386,100	398,200		
86	282,200	346,000				
87	282,800	346,400				
88	283,500	346,800				
89	284,100	347,000				
90	284,800	347,400				
91	285,400	347,800				
92	286,100	348,200				
93	286,700	348,400				
94	287,400	348,800				
95	288,000	349,200				
96	288,500	349,500				
97	289,000	349,800				
98	289,600	350,200				
99	290,100	350,600				
100	290,700	351,000				
101	291,200	351,500				
102	291,700	351,900				
103	292,300	352,300				
104	292,900	352,700				
105	293,400	353,200				
106	293,900	353,600				
107	294,300	353,900				
108	294,600	354,200				
109	294,800	354,700				
110	295,100	354,900				
111	295,300	355,100				
112	295,600	355,300				
113	295,800	355,500				
114	296,000	355,700				
115	296,300	355,900				
116	296,500	356,100				

117	296,800				
118	297,100				
119	297,400				
120	297,700				
121	298,000				
122	298,300				
123	298,600				
124	299,000				
125	299,200				
126	299,400				
127	299,700				
128	300,100				
129	300,300				
130	300,600				
131	301,000				
132	301,400				
133	301,600				
134	301,900				
135	302,200				
136	302,500				
137	302,700				
138	303,000				
139	303,300				
140	303,600				
141	303,800				
142	304,200				
143	304,600				
144	304,900				
145	305,100				
146	305,300				
147	305,600				
148	306,000				
149	306,200				
150	306,400				
151	306,700				
152	307,000				
153	307,400				
154	307,600				
155	307,900				
156	308,200				
157	308,500				
定年前再雇用 短時間勤務職員		219,600			

別表第8 レジデント等基本給表（第11条第1項第8号関係）

級	号俸	職務区分	職務区分・所有資格等	基本給月額
1	1	薬剤師レジデント	国立健康危機管理研究機構薬剤師レジデント規程第2条に定める者	280,000円
1	2	臨床研修医	国立健康危機管理研究機構研修医等規程第2条第2号又は第3号に定める者	394,000円
1	3	レジデント	国立健康危機管理研究機構研修医等規程第2条第4号に定める者	447,000円
1	4	フェロー	国立健康危機管理研究機構研修医等規程第2条第5号に定める者	509,000円
1	5	専門修練医	国立健康危機管理研究機構研修医等規程第2条第6号に定める者	509,000円

別表第9 任期付職員基本給表（第11条第1項第9号関係）

号俸	基本給月額
1	299,300円
2	346,000円
3	382,000円

別表第10 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的 な 職務
1 級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士又は胚培養士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任管理栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任救急救命士又は主任心理療法士の職務 3 困難な業務を行う医療技術職員（心理療法士を除く。）の職務
3 級	1 主任薬剤師又は専門職の職務 2 副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副栄養管理室長、副理学療法士長、副作業療法士長又は副言語聴覚士長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務
4 級	1 副薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師又は専門職の職務 3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長又は言語聴覚士長の職務
5 級	1 薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長、作業療法士長又は言語聴覚士長の職務
6 級	困難な業務を行う薬剤部長の職務
7 級	特に困難な業務を行う薬剤部長の職務
備考	1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

□ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的 な 職務
1 級	准看護師の職務
2 級	助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	1 看護師長の職務 2 専門職の職務
5 級	1 副看護部長の職務 2 課長の職務
6 級	看護部長の職務
7 級	困難な業務を行う看護部長の職務

ハ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的 な 職務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	専門職の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務
5 級	困難な業務を行う課長の職務
6 級	部長の職務
7 級	困難な業務を行う部長の職務
8 級	特に困難な業務を行う部長の職務
9 級	理事長が別に定める職務

二 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 一般職員の職務 2 助手職員の職務 3 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務 3 助手職員を直接指揮監督する職長又は副職長の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
4 級	極めて多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師又は洗たく長等職員である。 2 「助手職員」とは、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手又は作業療法助手である。 3 「労務職員」とは、調理助手、保清員、洗たく員又は消毒員である。

ホ 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	助教、助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	学部長、教授の職務
5 級	理事長が別に定める職務

ハ 研究職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	研究補助員の職務
2 級	研究員の職務
3 級	1 主任研究員の職務 2 室長の職務
4 級	1 困難な業務を行う室長の職務 2 部長の職務
5 級	1 困難な業務を行う部長の職務 2 センター長の職務

ト 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的 な 職務
1 級	1 児童指導員又は保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 指導主任、主任児童指導員又は主任保育士の職務 2 医療社会事業専門職の職務
3 級	1 指導室長の職務 2 主任医療社会事業専門職の職務

チ 専門技術職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的 な 職務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	専門職の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務
5 級	困難な業務を行う課長の業務
6 級	部長の職務

別表第11 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	25 号 俸
歯 科 医 師	大 学 6 卒	1 号 俸

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 劑 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
管 理 栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
あん摩マッサージ指圧師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

心 理 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
救 急 救 命 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
胚 培 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

八 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看講師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看講師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

二 事務職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
正 規 の 試 験	総 合 職 (院卒)	1 級 43 号 俸
	総 合 職 (大卒)	1 級 33 号 俸
	一 般 職 (大卒)	1 級 25 号 俸
	一 般 職 (高卒)	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 4 試験欄の「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する正規の試験をいう。

ホ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手又は作業療法助手である。

ハ 教育職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 教	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	1 級 37 号 俸
	博 士 課 程 修 了	1 級 31 号 俸
助 手	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 級 13 号 俸
	大 学 卒	1 級 1 号 俸

ト 研究職基本給表初任給基準表

職 種	試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
研究員	正規 の試 験	総合職（院卒）	2級 15 号俸
		総合職（大卒）	2級 5 号俸
		一般職（大卒）	2級 1 号俸
	そ の 他	博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)	2級 37号俸
		博士課程修了	2級 33号俸
		修士課程修了 専門職学位課程修了 大 学 6 卒	2級 13号俸
研究補助員	そ の 他	高 校 卒	1級 1号俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 4 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、あらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。
- 5 試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあっては「33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあっては「17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 6 高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。

チ 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
児 童 指 導 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
医療社会事業専門員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

- 1 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童指導員又は保育士になった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。
- 2 職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

リ 専門技術職基本給表初任給基準表

職 種	試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
診 療 情 報 管 理 士	採 用 試 験 一 般 職 (大 卒)		1 級 25 号 俸
	一 般 職 (高 卒)		1 級 5 号 俸
	そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸
医 師 事 務 作 業 補 助 者	そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 2 試験欄の「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する正規の試験をいう。

別表第12 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（い

		<p>いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(6) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(7) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(8) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(9) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令(平成10年厚令第74号)で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年(高等専門学校にあっては、4年)以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。)による学校又は養成施設(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。)の卒業</p> <p>(11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	<p>二 短 大 2 卒</p>	<p>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以</p>

		<p>上のものに限る。)の卒業</p> <p>(4) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の養成施設(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(5) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(6) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。)の卒業</p> <p>(8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程(同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。)の卒業</p> <p>(9) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第1項第1号に規定する保育士(名称変更前の保母を含む。)を養成する学校その他の施設(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業</p> <p>(11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 短 大 1 卒	<p>(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
3 高 校 卒	一 高 校 専 攻 科 卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	二 高 校 3 卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 高 校 2 卒	<p>(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看講師養成所の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>

4 中 学 卒	中 学 卒	<p>(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
---------	-------	--

別表第13 昇格対応号俸表（第13条第1項関係）

イ 医療職基本給表（二）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	1	1	1	1
19	1	7	1	1	1	1
20	1	8	1	1	1	1
21	1	9	1	1	1	1
22	1	10	2	2	2	1
23	1	11	3	3	3	1
24	1	12	4	4	4	1
25	1	13	5	5	5	1
26	1	14	6	6	5	1
27	1	15	7	7	6	1
28	1	16	8	8	6	1
29	1	17	9	9	7	1
30	1	18	10	10	7	1
31	1	19	11	11	8	1
32	1	20	12	12	8	1
33	1	21	13	13	9	1
34	1	22	14	14	9	1
35	1	23	15	15	9	1
36	1	24	16	16	9	1
37	1	25	17	17	9	1
38	1	26	18	18	9	1
39	1	27	19	19	10	1
40	1	28	20	20	10	1
41	1	29	21	21	10	1
42	1	30	22	21	10	1
43	1	31	23	21	10	1
44	2	32	24	22	10	1
45	3	33	25	22	11	1
46	4	34	25	22	11	1
47	5	35	26	23	11	1
48	6	36	26	23	11	1
49	7	37	27	23	11	1
50	8	38	27	24	11	1
51	9	39	28	24	12	1
52	10	40	28	24	12	1
53	11	41	29	25	12	1
54	12	42	29	25	12	1
55	13	43	30	26	15	1
56	14	44	30	26	15	1
57	15	45	31	27	15	1
58	16	46	31	27	15	1
59	17	47	32	28	15	1
60	18	48	32	28	15	1
61	19	49	33	28	15	1
62	20	50	33	28	15	1
63	21	51	33	28	15	1
64	22	52	34	29	15	1
65	23	53	34	29	15	1
66	24	54	34	29	15	1
67	25	55	35	29	15	1
68	26	56	35	29	15	1
69	27	57	35	30	15	1
70	28	57	36	30	15	1
71	29	58	36	30	15	1
72	30	58	36	30	15	1
73	31	59	37	30	15	1
74	32	59	37	31	15	1
75	33	60	37	31	15	1
76	34	60	37	31	15	1
77	35	61	38	31	15	1
78	36	61	38	31	15	1
79	37	62	38	31	15	1
80	38	62	38	31	15	1
81	39	63	39	31	15	1
82	40	63	39	31	15	1
83	41	64	39	31	15	1
84	42	64	39	31	15	1
85	43	65	39	31	15	1
86	44	66	40	31	15	1
87	45	67	40	31	15	1
88	46	68	40	31	15	1
89	47	69	40	31	15	1
90	48	69	40	31	15	1
91	48	70	41	31	15	1
92	49	70	41	31	15	1
93	49	70	41	31	15	1
94	50	70	41	31	15	1
95	50	70	41	31	15	1
96	50	70	42	31	15	1
97	51	70	42	31	15	1
98	51	70	42	31	15	1
99	51	70	42	31	15	1
100	52	70	42	31	15	1
101	52	70	43	31	15	1
102	52	70	43	31	15	1

103	53	70	43
104	53	70	43
105	53	70	43
106	53	70	43
107	54	70	43
108	54	70	43
109	54	70	43
110	54	70	43
111	55	70	43
112	55	70	43
113	55	70	43
114	55	70	43
115	55	70	43
116	56	70	43
117	56	70	43
118	56	70	43
119	56	70	43
120	56	70	43
121	56	70	43
122	57	70	43
123	57	70	43
124	57	70	43
125	57	70	43
126	57	70	43
127	57	70	43
128	58	70	43
129	58	70	43
130	58	70	43
131	58	70	43
132	58	70	43
133	58	70	43
134	59	70	43
135	59	70	43
136	59	70	43
137	59	70	43
138	59	70	43
139	59	70	43
140	60	70	43
141	60	70	43
142	60	70	43
143	60	70	43
144	60	70	43
145	60	70	43
146	60	70	43
147	60	70	43
148	60	70	43
149	60	70	43
150	60	70	43
151	60	70	43
152	60	70	43
153	60	70	43
154	60	70	43
155	60	70	43
156	61	70	43
157	61	70	43
158	61	70	43
159	61	70	43
160	61	70	43
161	61	70	43
162	61	70	43
163	61	70	43
164	61	70	43
165	61	70	43
166	61	70	43
167	61	70	43
168	61	70	43
169	61	70	43
170	61	70	43

ロ 医療職基本給表（三）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	2	6	1	1	1	1
19	3	7	1	1	1	1
20	4	8	1	1	1	1
21	5	9	1	1	1	1
22	6	10	2	1	1	2
23	7	11	3	1	1	3
24	8	12	4	1	1	4
25	9	13	5	1	1	5
26	10	14	6	2	1	6
27	11	15	7	3	1	7
28	12	16	8	4	1	8
29	13	17	9	5	1	9
30	14	18	10	6	1	10
31	15	19	11	7	1	11
32	16	20	12	8	1	12
33	17	21	13	9	1	13
34	18	22	14	10	1	14
35	19	23	15	11	1	15
36	20	24	16	12	1	16
37	21	25	17	13	1	17
38	22	26	18	14	1	18
39	23	27	19	15	1	19
40	24	28	20	16	2	20
41	25	29	21	17	2	21
42	26	30	22	17	2	22
43	27	31	23	18	2	23
44	28	32	24	18	2	24
45	29	33	25	19	2	25
46	30	34	26	19	2	26
47	31	35	27	20	2	27
48	32	36	28	20	2	28
49	33	37	29	21	2	29
50	34	38	30	21	2	30
51	35	39	31	22	2	31
52	36	40	32	22	2	32
53	37	41	33	23	2	33
54	38	42	34	23	2	34
55	39	43	35	24	2	35
56	40	44	36	24	2	36
57	41	45	37	25	2	37
58	41	46	38	25	2	38
59	42	47	39	26	2	39
60	42	48	40	26	2	40
61	43	49	41	27	2	41
62	43	50	42	27	2	42
63	44	51	43	28	2	43
64	44	52	44	28	2	44
65	45	53	45	29	2	45
66	46	54	45	29	2	46
67	47	55	46	29	2	47
68	48	56	46	29	2	48
69	49	57	47	29	2	49
70	50	58	47	29	2	50
71	51	59	48	30	2	51
72	52	60	48	30	2	52
73	53	61	49	30	2	53
74	54	62	50	30	2	54
75	55	63	51	30	2	55
76	56	64	52	30	2	56
77	57	65	53	31	2	57
78	58	66	53	31	2	58
79	59	67	54	31	2	59
80	60	68	54	31	2	60
81	61	69	55	31	2	61
82	62	70	55	31	2	62
83	63	71	56	32	2	63
84	64	72	56	32	2	64
85	65	73	57			

八 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	14	10	5	4		
23	1	3	15	11	6	4		
24	1	4	16	12	6	4		
25	1	5	17	13	7	4		
26	1	6	18	14	7	4		
27	1	7	19	15	8	4		
28	1	8	20	16	8	4		
29	1	9	21	17	9	5		
30	1	10	22	18	9	5		
31	1	11	23	19	10	5		
32	1	12	24	20	10	5		
33	1	13	25	21	11	5		
34	1	14	26	22	11	5		
35	1	15	27	23	12	5		
36	1	16	28	24	12	5		
37	1	17	29	25	13	5		
38	1	18	30	26	13	5		
39	1	19	31	27	13	5		
40	1	20	32	28	13	5		
41	1	21	33	29	14	5		
42	1	22	34	29	14	5		
43	1	23	35	30	14	5		
44	1	24	36	30	14	5		
45	1	25	37	31	15	5		
46	1	26	38	31	15			
47	1	27	39	32	15			
48	1	28	40	32	15			
49	1	29	41	33	15			
50	1	30	42	33	15			
51	1	31	43	34	15			
52	1	32	44	34	15			
53	1	33	45	35	15			
54	2	34	46	35	15			
55	3	35	47	36	15			
56	4	36	48	36	15			
57	5	37	49	37	15			
58	6	37	50	37	15			
59	7	37	51	38	15			
60	8	38	52	38	15			
61	9	38	53	38	15			
62	10	38	54	38	15			
63	11	39	55	38	15			
64	12	39	56	38	15			
65	13	39	57	38	15			
66	14	40	58	38	16			
67	15	40	59	38	16			
68	16	40	60	38	16			
69	17	41	60	39	16			
70	18	41	60	39	16			
71	19	41	60	39	16			
72	20	42	60	39	16			
73	21	42	61	39	17			
74	22	42	61	39				
75	23	43	61	39				
76	24	43	61	39				
77	25	43	61	39				
78	26	44	62	39				
79	27	44	62	39				
80	28	44	62	39				
81	29	45	63	40				
82	30	45	64	40				
83	31	45	65	40				
84	32	45	66	40				
85	33	46	67	41				
86	34	46						
87	35	46						
88	36	46						
89	37	47						
90	38	47						
91	39	47						
92	40	47						
93	41	47						
94	41	47						
95	42	47						
96	42	48						
97	43	48						
98	43	48						
99	44	48						
100	44	48						
101	45	48						
102	45	48						

103	45	49
104	45	49
105	45	49
106	46	49
107	46	49
108	46	49
109	46	49
110	46	49
111	47	49
112	47	49
113	47	49
114	47	49
115	47	49
116	48	49
117	48	
118	48	
119	48	
120	48	
121	49	
122	49	
123	49	
124	49	
125	49	
126	50	
127	50	
128	50	
129	50	
130	50	
131	51	
132	51	
133	51	
134	51	
135	51	
136	52	
137	52	
138	52	
139	52	
140	52	
141	52	
142	52	
143	52	
144	52	
145	53	
146	53	
147	53	
148	53	
149	53	
150	53	
151	53	
152	53	
153	53	
154	53	
155	53	
156	53	
157	53	

二 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	2
24	1	1	2
25	1	1	3
26	1	1	3
27	1	1	4
28	1	1	4
29	1	1	5
30	1	2	6
31	1	3	7
32	1	4	8
33	1	5	9
34	1	6	9
35	1	7	10
36	1	8	10
37	1	9	11
38	1	10	11
39	1	11	12
40	1	12	12
41	1	13	13
42	1	14	13
43	1	15	14
44	1	16	14
45	1	17	15
46	2	18	15
47	3	19	16
48	4	20	16
49	5	21	17
50	6	22	17
51	7	23	18
52	8	24	18
53	9	25	19
54	10	26	19
55	11	27	20
56	12	28	20
57	13	29	21
58	13	30	21
59	14	31	22
60	14	32	22
61	15	33	23
62	15	34	23
63	16	35	24
64	16	36	24
65	17	37	25
66	18	38	25
67	19	39	25
68	20	40	25
69	21	41	26
70	22	42	26
71	23	43	26
72	24	44	26
73	25	45	27
74	26	46	27
75	27	47	27
76	28	48	27
77	29	49	28
78	29	50	28
79	30	51	28
80	30	52	28
81	31	53	28
82	31	54	28
83	32	55	29
84	32	56	29
85	33	57	29
86	34	57	29
87	35	58	29
88	36	58	29
89	37	59	30
90	38	59	30
91	39	60	30
92	40	60	30
93	41	61	30
94	42	61	30
95	43	62	31
96	44	62	31
97	45	63	31
98	45	63	
99	46	64	
100	46	64	
101	47	65	
102	47	66	

103	48	67
104	48	68
105	49	69
106	49	69
107	49	70
108	50	70
109	50	71
110	50	71
111	51	72
112	51	72
113	51	72
114	52	72
115	52	72
116	52	72
117	53	72
118	53	72
119	53	72
120	54	72
121	54	72
122	54	72
123	55	72
124	55	72
125	55	72
126	56	72
127	56	72
128	56	72
129	57	72
130	57	
131	57	
132	58	
133	58	
134	58	
135	59	
136	59	
137	59	
138	60	
139	60	
140	60	
141	61	
142	61	
143	61	
144	61	
145	62	
146	62	
147	62	
148	62	
149	63	
150	63	
151	63	
152	63	
153	63	
154	63	
155	63	
156	63	
157	63	

ホ 教育職基本給表

昇格した日の 前日に昇格して いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	4
6	1	1	1	4
7	1	1	1	4
8	1	1	1	4
9	1	1	1	4
10	1	1	1	4
11	1	1	1	4
12	1	1	1	4
13	1	1	1	4
14	1	1	1	4
15	1	1	1	4
16	1	1	1	4
17	1	1	2	4
18	1	2	2	4
19	1	3	2	4
20	1	4	2	4
21	1	5	2	4
22	1	5	2	4
23	1	6	2	4
24	1	6	2	4
25	1	7	3	4
26	1	7	3	4
27	1	8	3	4
28	1	8	3	4
29	1	9	3	4
30	1	10	3	4
31	1	11	3	4
32	1	12	3	4
33	1	13	4	4
34	2	14	4	4
35	3	15	4	4
36	4	16	4	4
37	5	17	4	4
38	6	18	4	4
39	7	19	4	4
40	8	20	4	4
41	9	21	5	4
42	10	22	5	4
43	11	23	5	4
44	12	24	5	4
45	13	25	5	4
46	14	26	5	4
47	15	27	5	4
48	16	28	5	4
49	17	29	5	4
50	17	30	5	4
51	18	31	6	4
52	18	32	6	4
53	19	33	6	4
54	19	34	6	4
55	20	35	6	4
56	20	36	6	4
57	21	37	6	4
58	21	38	6	4
59	21	39	7	4
60	22	40	7	4
61	22	41	7	4
62	22	41	7	4
63	23	42	7	4
64	23	42	7	4
65	23	43	7	4
66	24	43	7	4
67	24	44	7	4
68	24	44	7	4
69	25	45	7	4
70	25	45	7	4
71	26	45	7	4
72	26	45	8	4
73	27	46	8	4
74	27	46		
75	28	46		
76	28	46		
77	29	46		
78	29	46		
79	30	46		
80	30	46		
81	31	46		
82	31	46		
83	32	46		
84	32	46		
85	33	46		
86	33	46		
87	33	46		
88	34	46		
89	34	46		
90	34	46		
91	35	46		
92	35	46		
93	35	46		
94	36			
95	36			
96	36			
97	37			
98	37			
99	37			
100	37			
101	38			
102	38			

103	38
104	38
105	39
106	39
107	39
108	39
109	40
110	40
111	40
112	40
113	40
114	40
115	41
116	41
117	41
118	41
119	41
120	41
121	42
122	42
123	42
124	42
125	42
126	42
127	43
128	43
129	43

ハ 研究職基本給表

昇格した日の 前日に昇格して いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	7
59	28	12	24	7
60	28	12	24	7
61	29	13	25	7
62	29	13	25	7
63	29	14	26	7
64	30	14	26	7
65	30	15	26	7
66	30	15	26	7
67	31	16	27	7
68	31	16	27	7
69	31	17	27	7
70	32	17	28	7
71	32	17	28	7
72	32	18	28	7
73	33	18	29	7
74	33	18	29	7
75	34	19	29	7
76	34	19	30	7
77	35	19	30	7
78	35	20	30	7
79	36	20	31	7
80	36	20	31	7
81	37	21	31	7
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		

103	51	29
104	52	30
105	53	30
106	53	30
107	53	30
108	54	30
109	54	31
110	54	31
111	55	31
112	55	31
113	55	31
114	56	32
115	56	32
116	56	32
117	57	32
118	57	32
119	58	33
120	58	33
121	59	33

ト 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	2
15	1	3
16	1	4
17	1	5
18	1	6
19	1	7
20	1	8
21	1	9
22	1	10
23	1	11
24	1	12
25	1	13
26	1	14
27	1	15
28	1	16
29	1	17
30	1	18
31	1	19
32	1	20
33	1	21
34	1	22
35	1	23
36	1	24
37	1	25
38	1	25
39	1	26
40	1	26
41	1	27
42	1	27
43	1	28
44	1	28
45	1	29
46	1	29
47	1	30
48	1	30
49	1	31
50	1	31
51	1	32
52	1	32
53	1	33
54	1	33
55	1	33
56	1	34
57	1	34
58	1	34
59	1	35
60	1	35
61	1	35
62	1	36
63	2	36
64	3	36
65	4	37
66	5	37
67	6	37
68	7	37
69	8	38
70	9	38
71	10	38
72	11	38
73	12	38
74	13	38
75	14	38
76	15	39
77	16	39
78	17	39
79	18	39
80	19	39
81	20	39
82	21	39
83	22	40
84	23	40
85	24	40
86	25	40
87	26	40
88	27	40
89	28	40
90	29	
91	30	
92	31	
93	32	
94	33	
95	34	
96	35	
97	36	
98	37	
99	38	
100	39	
101	40	
102	41	

103	42
104	43
105	44
106	45
107	46
108	47
109	48
110	49
111	50
112	51
113	52
114	53
115	53
116	53
117	54
118	54
119	54
120	55
121	55
122	55
123	56
124	56
125	56
126	57
127	57
128	58
129	58
130	59
131	59
132	60
133	60
134	61
135	62
136	63
137	64
138	64
139	64
140	64
141	64
142	64
143	64
144	64
145	64
146	64
147	64
148	64
149	64
150	64
151	64
152	64
153	64
154	65
155	65
156	65
157	65
158	65
159	65
160	65
161	65
162	65
163	65
164	65
165	65
166	65
167	65
168	65
169	65
170	65

リ 専門技術職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	2	1	1
11	1	1	3	1	1
12	1	1	4	1	1
13	1	1	5	1	1
14	1	1	6	2	1
15	1	1	7	3	1
16	1	1	8	4	1
17	1	1	9	5	1
18	1	1	10	6	2
19	1	1	11	7	3
20	1	1	12	8	4
21	1	1	13	9	5
22	1	2	14	10	5
23	1	3	15	11	6
24	1	4	16	12	6
25	1	5	17	13	7
26	1	6	18	14	7
27	1	7	19	15	8
28	1	8	20	16	8
29	1	9	21	17	9
30	1	10	22	18	9
31	1	11	23	19	10
32	1	12	24	20	10
33	1	13	25	21	11
34	1	14	26	22	11
35	1	15	27	23	12
36	1	16	28	24	12
37	1	17	29	25	13
38	1	18	30	26	13
39	1	19	31	27	13
40	1	20	32	28	13
41	1	21	33	29	14
42	1	22	34	29	14
43	1	23	35	30	14
44	1	24	36	30	14
45	1	25	37	31	15
46	1	26	38	31	15
47	1	27	39	32	15
48	1	28	40	32	15
49	1	29	41	33	15
50	1	30	42	33	15
51	1	31	43	34	15
52	1	32	44	34	15
53	1	33	45	35	15
54	2	34	46	35	15
55	3	35	47	36	15
56	4	36	48	36	15
57	5	37	49	37	15
58	6	37	50	37	15
59	7	37	51	38	15
60	8	38	52	38	15
61	9	38	53	38	15
62	10	38	54	38	15
63	11	39	55	38	15
64	12	39	56	38	15
65	13	39	57	38	15
66	14	40	58	38	16
67	15	40	59	38	16
68	16	40	60	38	16
69	17	41	60	39	16
70	18	41	60	39	16
71	19	41	60	39	16
72	20	42	60	39	16
73	21	42	61	39	17
74	22	42	61	39	
75	23	43	61	39	
76	24	43	61	39	
77	25	43	61	39	
78	26	44	62	39	
79	27	44	62	39	
80	28	44	62	39	
81	29	45	63	40	
82	30	45	64	40	
83	31	45	65	40	
84	32	45	66	40	
85	33	46	67	41	
86	34	46			
87	35	46			
88	36	46			
89	37	47			
90	38	47			
91	39	47			
92	40	47			
93	41	47			
94	41	47			
95	42	47			
96	42	48			
97	43	48			
98	43	48			
99	44	48			
100	44	48			
101	45	48			
102	45	48			

103	45	49
104	45	49
105	45	49
106	46	49
107	46	49
108	46	49
109	46	49
110	46	49
111	47	49
112	47	49
113	47	49
114	47	49
115	47	49
116	48	49
117	48	
118	48	
119	48	
120	48	
121	49	
122	49	
123	49	
124	49	
125	49	
126	50	
127	50	
128	50	
129	50	
130	50	
131	51	
132	51	
133	51	
134	51	
135	51	
136	52	
137	52	
138	52	
139	52	
140	52	
141	52	
142	52	
143	52	
144	52	
145	53	
146	53	
147	53	
148	53	
149	53	
150	53	
151	53	
152	53	
153	53	
154	53	
155	53	
156	53	
157	53	

別表第14 基本給表別職員層区分表（第15条第3項関係）

区 分	初 任 層	中 間 層	管理職層
医療職基本給表（一）	－	（中間層）	－
医療職基本給表（二）	1級	2級～5級	6級、7級
医療職基本給表（三）	1級、2級	3級～5級	6級、7級
事務職基本給表	1級	2級～6級	7級～9級
技能職基本給表	1級	2級～4級	－
教育職基本給表	1級	2級、3級	4級、5級
研究職基本給表	1級	2～4級	5級
福祉職基本給表	1級	2級、3級	－
療養介助職基本給表	1級、2級	－	－
専門技術職基本給表	1級	2級～6級	－

別表第15 副院長等基本年俸表（第17条第1項第1号関係）

職務の級 号俸	1級		2級		
	基本年俸額		基本年俸額		
	月例 年俸額	業 績 年俸額	月例 年俸額	業績年俸額	
				1欄	2欄
円	円	円	円	円	
1	4,408,800	1,965,000	5,307,600	2,777,000	2,983,000
2	4,461,600	1,989,000	5,347,200	2,798,000	3,005,000
3	4,509,600	2,010,000	5,384,400	2,817,000	3,026,000
4	4,561,200	2,033,000	5,425,200	2,839,000	3,049,000
5	4,609,200	2,054,000	5,460,000	2,857,000	3,068,000
6	4,662,000	2,078,000	5,491,200	2,873,000	3,086,000
7	4,710,000	2,099,000	5,534,400	2,896,000	3,110,000
8	4,764,000	2,123,000	5,568,000	2,913,000	3,129,000
9	4,810,800	2,144,000	5,598,000	2,929,000	3,146,000
10	4,860,000	2,166,000	5,636,400	2,949,000	3,167,000
11	4,911,600	2,189,000	5,661,600	2,962,000	3,182,000
12	4,953,600	2,208,000	5,696,400	2,980,000	3,201,000
13	5,001,600	2,229,000	5,734,800	3,001,000	3,223,000
14	5,047,200	2,250,000	5,767,200	3,017,000	3,241,000
15	5,080,800	2,265,000	5,798,400	3,034,000	3,258,000
16	5,116,800	2,281,000	5,833,200	3,052,000	3,278,000
17	5,158,800	2,299,000	5,865,600	3,069,000	3,296,000
18	5,193,600	2,315,000	5,900,400	3,087,000	3,316,000
19	5,229,600	2,331,000	5,929,200	3,102,000	3,332,000
20	5,277,600	2,352,000	5,954,400	3,115,000	3,346,000
21	5,311,200	2,367,000	5,977,200	3,127,000	3,359,000
22	5,342,400	2,381,000	6,006,000	3,142,000	3,375,000
23	5,378,400	2,397,000	6,030,000	3,155,000	3,389,000
24	5,410,800	2,412,000	6,054,000	3,167,000	3,402,000
25	5,442,000	2,426,000	6,086,400	3,184,000	3,420,000
26	5,473,200	2,439,000	6,115,200	3,200,000	3,436,000
27	5,506,800	2,454,000	6,145,200	3,215,000	3,453,000
28	5,552,400	2,475,000	6,177,600	3,232,000	3,472,000
29	5,581,200	2,488,000	6,206,400	3,247,000	3,488,000
30	5,614,800	2,503,000	6,237,600	3,264,000	3,505,000
31	5,647,200	2,517,000	6,268,800	3,280,000	3,523,000
32	5,680,800	2,532,000	6,303,600	3,298,000	3,542,000
33	5,714,400	2,547,000	6,325,200	3,309,000	3,554,000
34	5,744,400	2,560,000	6,355,200	3,325,000	3,571,000
35	5,772,000	2,573,000	6,384,000	3,340,000	3,588,000
36	5,800,800	2,585,000	6,412,800	3,355,000	3,604,000
37	5,822,400	2,595,000	6,442,800	3,371,000	3,621,000
38	5,850,000	2,607,000	6,471,600	3,386,000	3,637,000
39	5,881,200	2,621,000	6,495,600	3,399,000	3,650,000
40	5,911,200	2,635,000	6,525,600	3,414,000	3,667,000
41	5,931,600	2,644,000	6,553,200	3,429,000	3,683,000
42	5,959,200	2,656,000	6,580,800	3,443,000	3,698,000
43	5,982,000	2,666,000	6,614,400	3,461,000	3,717,000
44	6,013,200	2,680,000	6,642,000	3,475,000	3,732,000
45	6,036,000	2,690,000	6,667,200	3,488,000	3,747,000
46	6,054,000	2,698,000	6,692,400	3,501,000	3,761,000
47	6,080,400	2,710,000	6,718,800	3,515,000	3,776,000
48	6,110,400	2,723,000	6,746,400	3,530,000	3,791,000
49	6,138,000	2,736,000	6,771,600	3,543,000	3,805,000
50	6,165,600	2,748,000	6,798,000	3,557,000	3,820,000
51	6,194,400	2,761,000	6,819,600	3,568,000	3,832,000
52	6,217,200	2,771,000	6,847,200	3,582,000	3,848,000

53	6,238,800	2,781,000	6,868,800	3,594,000	3,860,000
54	6,272,400	2,796,000	6,895,200	3,608,000	3,875,000
55	6,296,400	2,806,000	6,919,200	3,620,000	3,888,000
56	6,321,600	2,818,000	6,944,400	3,633,000	3,902,000
57	6,345,600	2,828,000	6,967,200	3,645,000	3,915,000
58	6,372,000	2,840,000	6,992,400	3,658,000	3,929,000
59	6,398,400	2,852,000	7,016,400	3,671,000	3,943,000
60	6,423,600	2,863,000	7,041,600	3,684,000	3,957,000
61	6,447,600	2,874,000	7,065,600	3,697,000	3,970,000
62	6,471,600	2,884,000	7,090,800	3,710,000	3,985,000
63	6,498,000	2,896,000	7,112,400	3,721,000	3,997,000
64	6,523,200	2,907,000	7,135,200	3,733,000	4,010,000
65	6,548,400	2,919,000	7,158,000	3,745,000	4,022,000
66	6,568,800	2,928,000	7,177,200	3,755,000	4,033,000
67	6,588,000	2,936,000	7,196,400	3,765,000	4,044,000
68	6,609,600	2,946,000	7,218,000	3,776,000	4,056,000
69	6,625,200	2,953,000	7,236,000	3,786,000	4,066,000
70	6,642,000	2,960,000	7,251,600	3,794,000	4,075,000
71	6,661,200	2,969,000	7,263,600	3,800,000	4,082,000
72	6,681,600	2,978,000	7,279,200	3,808,000	4,091,000
73	6,698,400	2,985,000	7,293,600	3,816,000	4,099,000
74	6,714,000	2,992,000	7,308,000	3,823,000	4,107,000
75	6,726,000	2,998,000	7,321,200	3,830,000	4,114,000
76	6,738,000	3,003,000	7,336,800	3,839,000	4,123,000
77	6,752,400	3,010,000	7,348,800	3,845,000	4,130,000
78	6,764,400	3,015,000	7,358,400	3,850,000	4,135,000
79	6,778,800	3,021,000	7,368,000	3,855,000	4,140,000
80	6,790,800	3,027,000	7,376,400	3,859,000	4,145,000
81	6,805,200	3,033,000	7,386,000	3,864,000	4,151,000
82	6,818,400	3,039,000	7,394,400	3,869,000	4,155,000
83	6,831,600	3,045,000	7,401,600	3,872,000	4,159,000
84	6,846,000	3,051,000	7,410,000	3,877,000	4,164,000
85	6,859,200	3,057,000	7,418,400	3,881,000	4,169,000
86	6,870,000	3,062,000	7,425,600	3,885,000	4,173,000
87	6,883,200	3,068,000	7,429,200	3,887,000	4,175,000
88	6,895,200	3,073,000	7,436,400	3,891,000	4,179,000
89	6,907,200	3,079,000	7,443,600	3,894,000	4,183,000
90	6,919,200	3,084,000	7,450,800	3,898,000	4,187,000
91	6,930,000	3,089,000	7,454,400	3,900,000	4,189,000
92	6,939,600	3,093,000	7,456,800	3,901,000	4,190,000
93	6,951,600	3,098,000	7,464,000	3,905,000	4,194,000
94	6,960,000	3,102,000	7,471,200	3,909,000	4,198,000
95	6,968,400	3,106,000	7,478,400	3,913,000	4,202,000
96	6,976,800	3,110,000	7,485,600	3,916,000	4,206,000
97	6,985,200	3,113,000	7,492,800	3,920,000	4,211,000
98	6,992,400	3,116,000	7,496,400	3,922,000	4,213,000
99	6,999,600	3,120,000	7,500,000	3,924,000	4,215,000
100	7,006,800	3,123,000	7,503,600	3,926,000	4,217,000
101	7,014,000	3,126,000	7,508,400	3,928,000	4,219,000
102	7,020,000	3,129,000	7,512,000	3,930,000	4,221,000
103	7,026,000	3,131,000	7,515,600	3,932,000	4,223,000
104	7,032,000	3,134,000	7,519,200	3,934,000	4,225,000
105	7,038,000	3,137,000	7,522,800	3,936,000	4,227,000
106	7,044,000	3,139,000	7,526,400	3,938,000	4,229,000
107	7,050,000	3,142,000	7,530,000	3,940,000	4,231,000
108	7,057,200	3,145,000	7,533,600	3,942,000	4,233,000
109	7,064,400	3,149,000	7,537,200	3,943,000	4,235,000
110	7,070,400	3,151,000	7,540,800	3,945,000	4,237,000
111	7,076,400	3,154,000	7,544,400	3,947,000	4,240,000
112	7,082,400	3,157,000	7,548,000	3,949,000	4,242,000
113	7,088,400	3,159,000	7,551,600	3,951,000	4,244,000
114	7,092,000	3,161,000	7,555,200	3,953,000	4,246,000
115	7,094,400	3,162,000	7,558,800	3,955,000	4,248,000
116	7,096,800	3,163,000	7,562,400	3,957,000	4,250,000
117	7,099,200	3,164,000	7,566,000	3,958,000	4,252,000

118	7,101,600	3,165,000	7,569,600	3,960,000	4,254,000
119	7,104,000	3,166,000	7,573,200	3,962,000	4,256,000
120	7,106,400	3,167,000	7,576,800	3,964,000	4,258,000
121	7,108,800	3,168,000	7,580,400	3,966,000	4,260,000
122	7,111,200	3,169,000	7,584,000	3,968,000	4,262,000
123	7,113,600	3,170,000	7,587,600	3,970,000	4,264,000
124	7,116,000	3,172,000	7,591,200	3,972,000	4,266,000
125	7,118,400	3,173,000	7,594,800	3,974,000	4,268,000
126	7,122,000	3,174,000	7,598,400	3,975,000	4,270,000
127	7,124,400	3,175,000	7,602,000	3,977,000	4,272,000
128	7,128,000	3,177,000			
129	7,130,400	3,178,000			
130	7,134,000	3,180,000			
131	7,136,400	3,181,000			
132	7,140,000	3,182,000			
133	7,142,400	3,183,000			
134	7,146,000	3,185,000			
135	7,148,400	3,186,000			
136	7,152,000	3,188,000			
137	7,154,400	3,189,000			
138	7,158,000	3,190,000			
139	7,160,400	3,191,000			
140	7,164,000	3,193,000			
141	7,166,400	3,194,000			
142	7,170,000	3,196,000			
143	7,172,400	3,197,000			
144	7,176,000	3,198,000			
145	7,178,400	3,199,000			
146	7,183,200	3,202,000			
147	7,185,600	3,203,000			
148	7,189,200	3,204,000			
149	7,191,600	3,205,000			

別表第16 任期付職員基本年俸表（第17条第1項第2号関係）

号俸	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績 年俸額
1	4,608,000	1,479,000
2	5,184,000	1,739,000
3	5,772,000	1,937,000
4	6,528,000	2,190,000
5	6,996,000	2,347,000
6	7,452,000	2,935,000
7	7,848,000	3,091,000
8	8,268,000	3,256,000
9	8,664,000	3,665,000
10	9,348,000	3,954,000
11	10,032,000	4,243,000
12	10,488,000	4,436,000
13	10,980,000	4,644,000
14	11,412,000	4,827,000
15	11,832,000	5,004,000
16	12,264,000	5,187,000
17	12,684,000	5,365,000
18	13,128,000	5,553,000
19	13,572,000	5,740,000
20	13,980,000	5,913,000
21	14,412,000	6,096,000

別表第17 院長・局長等基本年俸表（第17条第1項第3号関係）

号俸	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績 年俸額
1	8,592,000 円	3,529,200 円
2	9,264,000	3,805,300
3	9,948,000	4,086,200
4	10,896,000	4,475,600

別表第18 基本年俸表級別標準職務表（第19条第1項関係）

イ 副院長等基本年俸表級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
1 級		診療科長、副部門長、医長及び室長の職務
2 級	1 欄	部長又は部門長の職務
	2 欄	副院長又はセンター長の職務
<p>備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。</p> <p>2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。</p> <p>3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が2級の場合に限る。）</p>		

別表第19 基本年俸表昇格等対応号俸表（第19条第1項及び第4項関係）

イ 副院長等基本年俸表

2級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	2
17	3
18	4
19	5
20	6
21	7
22	8
23	9
24	10
25	11
26	12
27	13
28	14
29	15
30	16
31	17
32	18
33	19
34	20
35	21
36	22
37	23
38	24
39	25
40	26
41	27
42	28
43	29
44	30
45	31
46	32
47	33
48	34
49	35
50	36
51	37
52	38
53	39
54	40
55	41
56	42
57	43
58	44
59	45
60	46
61	47
62	48
63	49
64	50
65	51
66	52
67	53
68	
69	54
70	
71	55
72	
73	56
74	
75	57
76	
77	58
78	
79	59
80	
81	60
82	
83	61
84	
85	
86	62
87	
88	
89	63
90	
91	
92	
93	64
94	
95	
96	

ロ 医療職基本給表（一）から副院長等基本年俸表の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
医療職基本給表（一）	基本年俸表
1	1級
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	2
22	3
23	4
24	5
25	6
26	7
27	8
28	9
29	10
30	11
31	12
32	13
33	14
34	15
35	16
36	17
37	18
38	19
39	20
40	21
41	22
42	23
43	24
44	25
45	26
46	27
47	28
48	29
49	30
50	31
51	32
52	33
53	34
54	35
55	36
56	37
57	38
58	39
59	40
60	41
61	42
62	43
63	44
64	45
65	46
66	47
67	48
68	49
69	
70	50
71	
72	51
73	
74	52
75	
76	53
77	
78	54
79	
80	55
81	
82	56
83	
84	57
85	
86	
87	58
88	
89	
90	59
91	
92	
93	60
94	
95	
96	61

97	61
98	
99	
100	62
101	
102	
103	
104	63
105	
106	
107	
108	64
109	
110	
111	
112	65
113	
114	
115	
116	66
117	
118	
119	
120	67
121	
122	
123	
124	68
125	
126	
127	
128	69
129	
130	
131	
132	
133	70
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	71
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	72
149	
150	
151	
152	
153	
154	
155	73
156	
157	
158	
159	
160	

備考

- 「昇任前の号俸」は、3月31日における号俸である。なお、昇任させる日が4月1日の場合は、前日の3月31日における号俸である。
- 「昇任後の号俸」は、4月1日の号俸である。

別表第20 地域手当支給区分表（第60条第1項関係）

支 給 事 業 場	支 給 区 分	支 給 割 合
戸山本部キャンパス（西）	1 級 地	100分の20
戸山本部キャンパス（東）	1 級 地	100分の20
国府台キャンパス	3 級 地	100分の 8
清瀬キャンパス	2 級 地	100分の16
多摩キャンパス	2 級 地	100分の16
村山キャンパス	2 級 地	100分の16
大阪キャンパス	2 級 地	100分の16

別表第2-1 役職手当適用区分表（第6-2条第2項関係）

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額	
副院長等基本年俸表	副院長	一 種	2 級以下	148,100	
	センター長	二 種	2 級	118,500	
	診療科部長	三 種	1 級	110,500	
	副部長	四 種		96,700	
医療職基本給表（二）	薬剤部長	二 種 <small>（理事長が別に定める場合に限る。）</small>	7 級	96,800	
		三 種	7 級	84,700	
			6 級	76,700	
			5 級以下	72,700	
	副薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長	四 種	5 級	62,300	
			4 級以下	58,900	
医療職基本給表（三）	看護部長	二 種 <small>（理事長が別に定める場合に限る。）</small>	7 級以下	88,300	
		三 種	6 級以下	75,800	
	副看護部長	四 種	5 級以下	59,200	
	看護専門職	五 種	4 級以下	44,800	
事務職基本給表	理事長が別に定める職務	一 種	9 級以下	139,300	
	部長	一 種	8 級	130,300	
		二 種	7 級 6 級以下	94,000 88,500	
	課長	三 種 <small>（理事長が別に定める場合に限る。）</small>	5 級以下	72,700	
		四 種	5 級 4 級以下	62,300 59,500	
	教育職基本給表	理事長が別に定める職務	一 種	5 級	142,600
学部部長		二 種	4 級以下	106,900	
教授		三 種	4 級以下	93,500	
准教授		四 種	3 級以下	59,200	
研究職基本給表	研究企画調整センター長 感染症疫学センター長 エイズ研究センター長 インフルエンザ研究センター長 ハンセン病研究センター長	一 種	5 級	129,300	
	センター長	二 種	5 級	103,400	
	部長	二 種	5 級	103,400	
		三 種	5 級 4 級	90,500 78,400	
	室長	三 種	4 級	78,400	
		四 種	4 級 3 級	67,200 60,900	
	主任研究員	四 種	3 級	60,900	
	専門技術職基本給表	部長	二 種	6 級	88,500
		課室長	四 種	5 級	62,300
				4 級以下	59,500

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。
- 役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第22 特殊業務手当支給区分表（第70条第1項及び第2項関係）

種	別	月 額
1	結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	17,700円
2	精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
3	集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	
4	放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師	16,000円
5	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	
6	食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする管理栄養士	5,200円
7	結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	10,400円
8	精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	
9	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	10,400円
10	集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	10,400円
11	精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	10,400円
12	精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	10,400円
13	結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
14	精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
15	集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
16	手術室（国立国際医療センターに限る。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
17	結核患者を専ら入院させるための病床及びその他の病床が併せて存する病棟であって現に結核患者が入院しているものとして理事長が定めるもの（以下結核ユニット病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	6,250円
18	結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	4,200円
19	精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	
20	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	9,400円
21	結核病棟に勤務する看護助手	11,400円
22	精神病棟に勤務する看護助手	
23	集中治療病棟に勤務する看護助手	
24	手術室（国立国際医療センターに限る。）に勤務する看護助手	
25	結核ユニット病棟に勤務する看護助手	5,700円
26	放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手	15,000円
27	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手	
28	結核病棟に勤務する保清員	9,400円
29	精神病棟に勤務する保清員	
30	危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	9,400円
31	危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員	9,400円
32	研究課程部の授業を常時担当する教授又は准教授	10,000円
33	結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	12,500円
34	患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	10,000円
35	理事長が別に定めるもの	理事長が別に定める額

備考

- 1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 2 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。
- 3 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 4 職員欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。
- 5 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。
- 6 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある喀痰、血液、尿、^{かくたん}ふん便等をいう。
- 7 理学療法士には、理学療法技術職員である者を含む。
- 8 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。
- 9 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- 10 看護師には、副看護師長を含む。
- 11 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する職員をいう。
- 12 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない職員で、看護の補助的業務に従事するものをいう。
- 13 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う職員をいう。
- 14 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

別表第23 医師手当（定額部分）支給種別区分表（第89条第2項関係）

事 業 場	支給種別区分
国立国際医療センター（戸山本部キャンパス（西））	二 種
国立国府台医療センター（国府台キャンパス）	一 種
大阪キャンパス	二 種

別表第24 医師手当（定額部分）月額表（第89条第3項関係）

免許取得 後年度数	1 種	2 種	3 種
	月 額	月 額	月 額
	円	円	
1	267,200	210,000	51,600
2	267,200	210,000	51,600
3	267,200	210,000	51,600
4	267,200	210,000	51,600
5	267,200	210,000	51,600
6	267,200	210,000	51,600
7	267,200	210,000	49,800
8	267,200	210,000	48,000
9	267,200	210,000	46,200
10	267,200	210,000	44,400
11	267,200	210,000	42,600
12	267,200	210,000	40,800
13	267,200	210,000	39,000
14	267,200	210,000	37,200
15	267,200	210,000	35,800
16	267,200	210,000	34,400
17	267,200	210,000	33,000
18	267,200	210,000	31,600
19	267,200	210,000	30,200
20	267,200	210,000	28,800
21	267,200	210,000	27,400
22	263,900	207,400	26,800
23	260,600	204,800	26,200
24	257,300	202,200	25,200
25	254,000	199,600	24,600
26	250,700	197,000	24,000
27	242,700	190,700	23,400
28	234,400	184,600	22,800
29	226,600	178,200	22,000
30	218,400	172,200	21,700
31	210,500	166,000	21,300
32	198,600	157,500	20,700
33	187,300	148,900	19,800
34	175,600	140,300	18,900
35	163,800	131,800	18,200
36	151,500	122,400	
37	139,000	113,300	
38	126,700	103,900	
39	106,500	90,500	
40	87,700	77,600	
41	79,200	69,100	
42	70,600	60,600	
43	62,100		
44	53,600		
45			

備考

医師手当月額表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

附則別表1 号俸の切替表（附則第3条第1項関係）

イ 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸		新号俸	旧号俸	新号俸								
1級	2級	1級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2		2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
3		3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	
4		4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	
5		5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	
6		6	6	2	1	1	1	1	1	1	1	
7		7	7	3	1	1	1	1	1	1	1	
8		8	8	4	1	1	1	1	1	1	1	
9		9	9	5	1	1	1	1	1	1	1	
10		10	10	6	2	2	1	1	1	1	2	
11		11	11	7	3	3	1	1	1	1	2	
12		12	12	8	4	4	1	1	1	1	2	
13		13	13	9	5	5	1	1	1	1	2	
14		14	14	10	6	6	2	1	1	1	3	
15		15	15	11	7	7	3	1	1	1	3	
16		16	16	12	8	8	4	1	1	1	3	
17		17	17	13	9	9	5	1	1	1	3	
18		18	18	14	10	10	6	2	1	2	3	
19		19	19	15	11	11	7	3	1	2	4	
20		20	20	16	12	12	8	4	1	2	4	
21		21	21	17	13	13	9	5	1	2	4	
22		22	22	18	14	14	10	6	1	2		
23		23	23	19	15	15	11	7	1	3		
24		24	24	20	16	16	12	8	2	3		
25		25	25	21	17	17	13	9	2	3		
26		26	26	22	18	18	14	10	2	3		
27		27	27	23	19	19	15	11	2	4		
28		28	28	24	20	20	16	12	3	4		
29		29	29	25	21	21	17	13	3	4		
30		30	30	26	22	22	18	14	3	4		
31		31	31	27	23	23	19	15	3	5		
32		32	32	28	24	24	20	16	3	5		
33	1	33	33	29	25	25	21	17	3	5		
34	2	34	34	30	26	26	22	18	4	5		
35	3	35	35	31	27	27	23	19	4	6		
36	4	36	36	32	28	28	24	20	4	6		
37			37	33	29	29	25	21	4	6		
38	5	37	38	34	30	30	26	22	4	6		
39	6	38	39	35	31	31	27	23	4	6		
40			40	36	32	32	28	24	4	7		
41	7	39	41	37	33	33	29	25	4	7		
42	8	40	42	38	34	34	30	26	5			
43			43	39	35	35	31	27	5			
44	9	41	44	40	36	36	32	28	5			
45			45	41	37	37	33	29	5			
46			46	42	38	38	34	30				
47	10	42	47	43	39	39	35	31				
48			48	44	40	40	36	32				
49	11	43	49	45	41	41	37	33				
50			50	46	42	42	38	34				
51	12	44	51	47	43	43	39	35				
52			52	48	44	44	40	36				
53			53	49	45	45	41	37				

54	13	45	54	50	46	46	42	38			
55			55	51	47	47	43	39			
56			56	52	48	48	44	40			
57			57	53	49	49	45	41			
58	14	46	58	54	50	50	46	42			
59			59	55	51	51	47	43			
60			60	56	52	52	48	44			
61			61	57	53	53	49	45			
62	15	47	62	58	54	54	50				
63			63	59	55	55	51				
64			64	60	56	56	52				
65			65	61	57	57	53				
66	16	48	66	62	58	58	54				
67			67	63	59	59	55				
68			68	64	60	60	56				
69			69	65	61	61	57				
70	17	49	70	66	62	62	58				
71			71	67	63	63	59				
72			72	68	64	64	60				
73			73	69	65	65	61				
74	18	50	74	70	66	66	62				
75			75	71	67	67	63				
76			76	72	68	68	64				
77			77	73	69	69	65				
78	19	51	78	74	70	70	66				
79			79	75	71	71	67				
80			80	76	72	72	68				
81			81	77	73	73	69				
82	20	52	82	78	74	74	70				
83			83	79	75	75	71				
84			84	80	76	76	72				
85			85	81	77	77	73				
86	21	53	86	82	78	78					
87			87	83	79	79					
88			88	84	80	80					
89			89	85	81	81					
90	22	54	90	86	82	82					
91			91	87	83	83					
92			92	88	84	84					
93			93	89	85	85					
	24	56	94	90							
	25	57	95	91							
	26	58	96	92							
	27	59	97	93							
	28	60	98	94							
	29	61	99	95							
	30	62	100	96							
	31	63	101	97							
	32	64	102	98							
	33	65	103	99							
	34	66	104	100							
	35	67	105	101							
	36	68	106	102							
	37	69	107	103							
	38	70	108	104							
	39	71	109	105							
	40	72	110	106							

附則別表1 号俸の切替表（附則第3条第1項関係）

□ 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1
3	3	3	1	1	1
4	4	4	1	1	1
5	5	5	1	1	1
6	6	6	1	1	1
7	7	7	1	1	1
8	8	8	1	1	1
9	9	9	1	1	1
10	10	10	2	1	1
11	11	11	3	1	1
12	12	12	4	1	1
13	13	13	5	1	1
14	14	14	6	1	1
15	15	15	7	1	1
16	16	16	8	1	1
17	17	17	9	1	1
18	18	18	10	2	1
19	19	19	11	3	1
20	20	20	12	4	1
21	21	21	13	5	2
22	22	22	14	6	2
23	23	23	15	7	2
24	24	24	16	8	2
25	25	25	17	9	3
26	26	26	18	10	3
27	27	27	19	11	3
28	28	28	20	12	3
29	29	29	21	13	4
30	30	30	22	14	4
31	31	31	23	15	4
32	32	32	24	16	4
33	33	33	25	17	5
34	34	34	26	18	5
35	35	35	27	19	5
36	36	36	28	20	5
37	37	37	29	21	6
38	38	38	30	22	6
39	39	39	31	23	6
40	40	40	32	24	6
41	41	41	33	25	7
42	42	42	34	26	7
43	43	43	35	27	7
44	44	44	36	28	7
45	45	45	37	29	8
46	46	46	38	30	8
47	47	47	39	31	8
48	48	48	40	32	8
49	49	49	41	33	8
50	50	50	42	34	9
51	51	51	43	35	9
52	52	52	44	36	9
53	53	53	45	37	9

54	54	54	46	38	9
55	55	55	47	39	9
56	56	56	48	40	10
57	57	57	49	41	10
58	58	58	50	42	10
59	59	59	51	43	10
60	60	60	52	44	10
61	61	61	53	45	10
62	62	62	54	46	10
63	63	63	55	47	11
64	64	64	56	48	11
65	65	65	57	49	11
66	66	66	58	50	11
67	67	67	59	51	11
68	68	68	60	52	11
69	69	69	61	53	11
70	70	70	62	54	12
71	71	71	63	55	12
72	72	72	64	56	12
73	73	73	65	57	12
74	74	74	66		
75	75	75	67		
76	76	76	68		
77	77	77	69		
78	78	78	70		
79	79	79	71		
80	80	80	72		
81	81	81	73		
82	82	82	74		
83	83	83	75		
84	84	84	76		
85	85	85	77		
86	86	86	78		
87	87	87	79		
88	88	88	80		
89	89	89	81		
90	90	90			
91	91	91			
92	92	92			
93	93	93			
94	94	94			
95	95	95			
96	96	96			
97	97	97			
98	98	98			
99	99	99			
100	100	100			
101	101	101			
102	102	102			
103	103	103			
104	104	104			
105	105	105			
106	106	106			
107	107	107			
108	108	108			
109	109	109			
110	110	110			
111	111	111			

112	112	112			
113	113	113			
114	114	114			
115	115	115			
116	116	116			
117	117	117			
118	118	118			
119	119	119			
120	120	120			
121	121	121			

附則別表第2 任期付研究員（招へい型）基本給表（附則第3条第2項関係）

号俸	基本給月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

附則別表3 号俸の切替表（附則第4条第1項関係）

イ 医療職基本給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸						
1	1	53	53	105	105	157	157
2	2	54	54	106	106	158	158
3	3	55	55	107	107	159	159
4	4	56	56	108	108	160	160
5	5	57	57	109	109		
6	6	58	58	110	110		
7	7	59	59	111	111		
8	8	60	60	112	112		
9	9	61	61	113	113		
10	10	62	62	114	114		
11	11	63	63	115	115		
12	12	64	64	116	116		
13	13	65	65	117	117		
14	14	66	66	118	118		
15	15	67	67	119	119		
16	16	68	68	120	120		
17	17	69	69	121	121		
18	18	70	70	122	122		
19	19	71	71	123	123		
20	20	72	72	124	124		
21	21	73	73	125	125		
22	22	74	74	126	126		
23	23	75	75	127	127		
24	24	76	76	128	128		
25	25	77	77	129	129		
26	26	78	78	130	130		
27	27	79	79	131	131		
28	28	80	80	132	132		
29	29	81	81	133	133		
30	30	82	82	134	134		
31	31	83	83	135	135		
32	32	84	84	136	136		
33	33	85	85	137	137		
34	34	86	86	138	138		
35	35	87	87	139	139		
36	36	88	88	140	140		
37	37	89	89	141	141		
38	38	90	90	142	142		
39	39	91	91	143	143		
40	40	92	92	144	144		
41	41	93	93	145	145		
42	42	94	94	146	146		
43	43	95	95	147	147		
44	44	96	96	148	148		
45	45	97	97	149	149		
46	46	98	98	150	150		
47	47	99	99	151	151		
48	48	100	100	152	152		
49	49	101	101	153	153		
50	50	102	102	154	154		
51	51	103	103	155	155		
52	52	104	104	156	156		

□ 医療職基本給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	1	1
3	3	1	1	1	1	1	1
4	4	1	1	1	1	1	1
5	5	1	1	1	1	1	1
6	6	2	2	1	1	1	1
7	7	3	3	1	1	1	1
8	8	4	4	1	1	1	1
9	9	5	5	1	1	1	1
10	10	6	6	2	1	1	1
11	11	7	7	3	1	1	1
12	12	8	8	4	1	1	1
13	13	9	9	5	1	1	1
14	14	10	10	6	2	1	1
15	15	11	11	7	3	1	1
16	16	12	12	8	4	1	1
17	17	13	13	9	5	1	1
18	18	14	14	10	6	2	2
19	19	15	15	11	7	3	3
20	20	16	16	12	8	4	4
21	21	17	17	13	9	5	5
22	22	18	18	14	10	6	6
23	23	19	19	15	11	7	7
24	24	20	20	16	12	8	8
25	25	21	21	17	13	9	9
26	26	22	22	18	14	10	10
27	27	23	23	19	15	11	11
28	28	24	24	20	16	12	12
29	29	25	25	21	17	13	13
30	30	26	26	22	18	14	14
31	31	27	27	23	19	15	15
32	32	28	28	24	20	16	16
33	33	29	29	25	21	17	17
34	34	30	30	26	22	18	18
35	35	31	31	27	23	19	19
36	36	32	32	28	24	20	20
37	37	33	33	29	25	21	21
38	38	34	34	30	26	22	
39	39	35	35	31	27	23	
40	40	36	36	32	28	24	
41	41	37	37	33	29	25	
42	42	38	38	34	30	26	
43	43	39	39	35	31	27	
44	44	40	40	36	32	28	
45	45	41	41	37	33	29	
46	46	42	42	38	34	30	
47	47	43	43	39	35	31	
48	48	44	44	40	36	32	
49	49	45	45	41	37	33	
50	50	46	46	42	38	34	
51	51	47	47	43	39	35	
52	52	48	48	44	40	36	
53	53	49	49	45	41	37	

54	54	50	50	46	42	37	
55	55	51	51	47	43	37	
56	56	52	52	48	44	37	
57	57	53	53	49	45	37	
58	58	54	54	50	46	37	
59	59	55	55	51	47	37	
60	60	56	56	52	48	37	
61	61	57	57	53	49	37	
62	62	58	58	54	50		
63	63	59	59	55	51		
64	64	60	60	56	52		
65	65	61	61	57	53		
66	66	62	62	58	53		
67	67	63	63	59	53		
68	68	64	64	60	53		
69	69	65	65	61	53		
70	70	66	66	62	53		
71	71	67	67	63	53		
72	72	68	68	64	53		
73	73	69	69	65	53		
74	74	70	70	66	53		
75	75	71	71	67	53		
76	76	72	72	68	53		
77	77	73	73	69	53		
78	78	74	74	70	53		
79	79	75	75	71	53		
80	80	76	76	72	53		
81	81	77	77	73			
82	82	78	78	74			
83	83	79	79	75			
84	84	80	80	76			
85	85	81	81	77			
86	86	82	82	77			
87	87	83	83	77			
88	88	84	84	77			
89	89	85	85	77			
90	90	86	86	77			
91	91	87	87	77			
92	92	88	88	77			
93	93	89	89	77			
94	94	90	90	77			
95	95	91	91	77			
96	96	92	92	77			
97	97	93	93	77			
98	98	94	94	77			
99	99	95	95	77			
100	100	96	96	77			
101	101	97	97				
102	102	98	98				
103	103	99	99				
104	104	100	100				
105	105	101	101				
106	106	102	102				
107	107	103	103				
108	108	104	104				
109	109	105	104				
110	110	106	104				

111	111	107	104				
112	112	108	104				
113	113	109	104				
114	114	109	104				
115	115	109	104				
116	116	109	104				
117	117	109	104				
118	118	109	104				
119	119	109	104				
120	120	109	104				
121	121	109	104				
122	122	109	104				
123	123	109					
124	124	109					
125	125	109					
126	126						
127	127						
128	128						
129	129						
130	130						
131	131						
132	132						
133	133						
134	134						
135	135						
136	136						
137	137						
138	138						
139	139						
140	140						
141	141						
142	142						
143	143						
144	144						
145	145						
146	146						
147	147						
148	148						
149	149						
150	150						
151	151						
152	152						
153	153						
154	154						
155	155						
156	156						
157	157						
158	158						
159	159						
160	160						
161	161						
162	162						
163	163						
164	164						
165	165						
166	166						
167	167						
168	168						
169	169						
170	170						

八 医療職基本給表（三）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	1	1
4	4	4	1	1	1	1	1
5	5	5	1	1	1	1	1
6	6	6	2	2	1	1	1
7	7	7	3	3	1	1	1
8	8	8	4	4	1	1	1
9	9	9	5	5	1	1	1
10	10	10	6	6	2	1	1
11	11	11	7	7	3	1	1
12	12	12	8	8	4	1	1
13	13	13	9	9	5	1	1
14	14	14	10	10	6	2	1
15	15	15	11	11	7	3	1
16	16	16	12	12	8	4	1
17	17	17	13	13	9	5	1
18	18	18	14	14	10	6	2
19	19	19	15	15	11	7	3
20	20	20	16	16	12	8	4
21	21	21	17	17	13	9	5
22	22	22	18	18	14	10	6
23	23	23	19	19	15	11	7
24	24	24	20	20	16	12	8
25	25	25	21	21	17	13	9
26	26	26	22	22	18	14	10
27	27	27	23	23	19	15	11
28	28	28	24	24	20	16	12
29	29	29	25	25	21	17	13
30	30	30	26	26	22	18	14
31	31	31	27	27	23	19	15
32	32	32	28	28	24	20	16
33	33	33	29	29	25	21	17
34	34	34	30	30	26	22	18
35	35	35	31	31	27	23	19
36	36	36	32	32	28	24	20
37	37	37	33	33	29	25	21
38	38	38	34	34	30	26	22
39	39	39	35	35	31	27	23
40	40	40	36	36	32	28	24
41	41	41	37	37	33	29	25
42	42	42	38	38	34	30	26
43	43	43	39	39	35	31	27
44	44	44	40	40	36	32	28
45	45	45	41	41	37	33	29
46	46	46	42	42	38	34	30
47	47	47	43	43	39	35	31
48	48	48	44	44	40	36	32
49	49	49	45	45	41	37	33
50	50	50	46	46	42	38	34
51	51	51	47	47	43	39	35
52	52	52	48	48	44	40	36
53	53	53	49	49	45	41	37
54	54	54	50	50	46	42	38
55	55	55	51	51	47	43	39
56	56	56	52	52	48	44	40
57	57	57	53	53	49	45	41

58	58	58	54	54	50	46	41
59	59	59	55	55	51	47	41
60	60	60	56	56	52	48	41
61	61	61	57	57	53	49	
62	62	62	58	58	54	50	
63	63	63	59	59	55	51	
64	64	64	60	60	56	52	
65	65	65	61	61	57	53	
66	66	66	62	62	58	54	
67	67	67	63	63	59	55	
68	68	68	64	64	60	56	
69	69	69	65	65	61	57	
70	70	70	66	66	62	57	
71	71	71	67	67	63	57	
72	72	72	68	68	64	57	
73	73	73	69	69	65	57	
74	74	74	70	70	66	57	
75	75	75	71	71	67	57	
76	76	76	72	72	68	57	
77	77	77	73	73	69	57	
78	78	78	74	74	70	57	
79	79	79	75	75	71	57	
80	80	80	76	76	72	57	
81	81	81	77	77	73	57	
82	82	82	78	78	74	57	
83	83	83	79	79	75		
84	84	84	80	80	76		
85	85	85	81	81	77		
86	86	86	82	82	78		
87	87	87	83	83	79		
88	88	88	84	84	80		
89	89	89	85	85	81		
90	90	90	86	86	82		
91	91	91	87	87	83		
92	92	92	88	88	84		
93	93	93	89	89	85		
94	94	94	90	90	86		
95	95	95	91	91	87		
96	96	96	92	92	88		
97	97	97	93	93	89		
98	98	98	94	94	90		
99	99	99	95	95	91		
100	100	100	96	96	92		
101	101	101	97	97	93		
102	102	102	98	98	94		
103	103	103	99	99	95		
104	104	104	100	100	96		
105	105	105	101	101	97		
106	106	106	102	102	98		
107	107	107	103	103	99		
108	108	108	104	104	100		
109	109	109	105	105			
110	110	110	106	106			
111	111	111	107	107			
112	112	112	108	108			
113	113	113	109	109			
114	114	114	110	110			
115	115	115	111	111			
116	116	116	112	112			
117	117	117	113	113			
118	118	118	114	114			
119	119	119	115	115			

120	120	120	116	116			
121	121	121	117	117			
122	122	122	118	118			
123	123	123	119	119			
124	124	124	120	120			
125	125	125	121	121			
126	126	126	122	122			
127	127	127	123	123			
128	128	128	124	124			
129	129	129	125	125			
130	130	130	126	126			
131	131	131	127				
132	132	132	128				
133	133	133	129				
134	134	134	130				
135	135	135	131				
136	136	136	132				
137	137	137	133				
138	138	138	134				
139	139	139	135				
140	140	140	136				
141	141	141					
142	142	142					
143	143	143					
144	144	144					
145	145	145					
146	146	146					
147	147	147					
148	148	148					
149	149	149					
150	150	150					
151	151	151					
152	152	152					
153	153	153					
154	154	154					
155	155	155					
156	156	156					
157	157	157					
158	158	158					
159	159	159					
160	160	160					
161	161	161					
162	162	162					
163	163	163					
164	164	164					
165	165	165					
166	166	166					
167	167	167					
168	168	168					
169	169						
170	170						
171	171						
172	172						
173	173						
174	174						
175	175						
176	176						
177	177						
178	178						
179	179						

二 事務職基本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	22	18	14	14	10	6	1	2	
23	23	19	15	15	11	7	1	3	
24	24	20	16	16	12	8	2	3	
25	25	21	17	17	13	9	2	3	
26	26	22	18	18	14	10	2	3	
27	27	23	19	19	15	11	2	4	
28	28	24	20	20	16	12	3	4	
29	29	25	21	21	17	13	3	4	
30	30	26	22	22	18	14	3	4	
31	31	27	23	23	19	15	3	5	
32	32	28	24	24	20	16	3	5	
33	33	29	25	25	21	17	3	5	
34	34	30	26	26	22	18	4	5	
35	35	31	27	27	23	19	4	6	
36	36	32	28	28	24	20	4	6	
37	37	33	29	29	25	21	4	6	
38	38	34	30	30	26	22	4	6	
39	39	35	31	31	27	23	4	6	
40	40	36	32	32	28	24	4	7	
41	41	37	33	33	29	25	4	7	
42	42	38	34	34	30	26	5		
43	43	39	35	35	31	27	5		
44	44	40	36	36	32	28	5		
45	45	41	37	37	33	29	5		
46	46	42	38	38	34	30	5		
47	47	43	39	39	35	31	5		
48	48	44	40	40	36	32	5		
49	49	45	41	41	37	33	5		
50	50	46	42	42	38	34	5		
51	51	47	43	43	39	35	5		
52	52	48	44	44	40	36	5		
53	53	49	45	45	41	37	5		

54	54	50	46	46	42	38	5		
55	55	51	47	47	43	39	5		
56	56	52	48	48	44	40	5		
57	57	53	49	49	45	41	5		
58	58	54	50	50	46	42	5		
59	59	55	51	51	47	43	5		
60	60	56	52	52	48	44	5		
61	61	57	53	53	49	45			
62	62	58	54	54	50	45			
63	63	59	55	55	51	45			
64	64	60	56	56	52	45			
65	65	61	57	57	53	45			
66	66	62	58	58	54	45			
67	67	63	59	59	55				
68	68	64	60	60	56				
69	69	65	61	61	57				
70	70	66	62	62	58				
71	71	67	63	63	59				
72	72	68	64	64	60				
73	73	69	65	65	61				
74	74	70	66	66	62				
75	75	71	67	67	63				
76	76	72	68	68	64				
77	77	73	69	69	65				
78	78	74	70	70	66				
79	79	75	71	71	67				
80	80	76	72	72	68				
81	81	77	73	73	69				
82	82	78	74	74	70				
83	83	79	75	75	71				
84	84	80	76	76	72				
85	85	81	77	77	73				
86	86	82	78	78	73				
87	87	83	79	79	73				
88	88	84	80	80	73				
89	89	85	81	81	73				
90	90	86	82	82	73				
91	91	87	83	83	73				
92	92	88	84	84	73				
93	93	89	85	85	73				
94	94	90	85	85	73				
95	95	91	85	85	73				
96	96	92	85	85	73				
97	97	93	85	85	73				
98	98	94	85	85	73				
99	99	95	85	85	73				
100	100	96	85	85	73				
101	101	97	85	85					
102	102	98	85	85					
103	103	99	85	85					
104	104	100	85	85					
105	105	101	85	85					
106	106	102	85						
107	107	103	85						
108	108	104	85						
109	109	105							
110	110	106							
111	111	107							
112	112	108							
113	113	109							

114	114	110							
115	115	111							
116	116	112							
117	117	113							
118	118	114							
119	119	115							
120	120	116							
121	121	116							
122	122	116							
123	123	116							
124	124	116							
125	125	116							
126	126	116							
127	127	116							
128	128	116							
129	129	116							
130	130	116							
131	131								
132	132								
133	133								
134	134								
135	135								
136	136								
137	137								
138	138								
139	139								
140	140								
141	141								
142	142								
143	143								
144	144								
145	145								
146	146								
147	147								
148	148								
149	149								
150	150								
151	151								
152	152								
153	153								
154	154								
155	155								
156	156								
157	157								
158	157								
159	157								
160	157								
161	157								
162	157								
163	157								
164	157								
165	157								
166	157								
167	157								
168	157								
169	157								
170	157								
171	157								
172	157								

ホ 技能職基本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46

55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98	97	
103	87	99	97	
104	88	100	97	
105	89	101	97	
106	90	102	97	
107	91	103	97	
108	92	104	97	
109	93	105	97	
110	94	106	97	
111	95	107	97	
112	96	108	97	
113	97	109	97	

114	98	110	97	
115	99	111	97	
116	100	112	97	
117	101	113	97	
118	102	114	97	
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122	106	118		
123	107	119		
124	108	120		
125	109	121		
126	110	122		
127	111	123		
128	112	124		
129	113	125		
130	114	126		
131	115	127		
132	116	128		
133	117	129		
134	118	129		
135	119	129		
136	120	129		
137	121	129		
138	122	129		
139	123	129		
140	124	129		
141	125	129		
142	126	129		
143	127			
144	128			
145	129			
146	130			
147	131			
148	132			
149	133			
150	134			
151	135			
152	136			
153	137			
154	138			
155	139			
156	140			
157	141			
158	142			
159	143			
160	144			
161	145			
162	146			
163	147			
164	148			
165	149			
166	150			
167	151			
168	152			
169	153			
170	154			
171	155			
172	156			

173	157			
174	158			
175	159			
176	160			
177	161			
178	162			
179	163			
180	164			
181	165			
182	166			
183	167			
184	168			
185	169			
186	169			
187	169			
188	169			
189	169			
190	169			

ハ 教育職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1
3	3	1	1	1	1
4	4	1	1	1	1
5	5	1	1	1	1
6	6	1	1	1	1
7	7	1	1	1	1
8	8	1	1	1	1
9	9	1	1	1	1
10	10	1	1	1	2
11	11	1	1	1	2
12	12	1	1	1	2
13	13	1	1	1	2
14	14	2	1	1	3
15	15	3	1	1	3
16	16	4	1	1	3
17	17	5	1	1	3
18	18	6	2	1	3
19	19	7	3	1	4
20	20	8	4	1	4
21	21	9	5	1	4
22	22	10	6	1	
23	23	11	7	2	
24	24	12	8	2	
25	25	13	9	2	
26	26	14	10	2	
27	27	15	11	3	
28	28	16	12	3	
29	29	17	13	3	
30	30	18	14	3	
31	31	19	15	4	
32	32	20	16	4	
33	33	21	17	4	
34	34	22	18	4	
35	35	23	19	5	
36	36	24	20	5	
37	37	25	21	5	
38	38	26	22	5	
39	39	27	23	6	
40	40	28	24	6	
41	41	29	25	6	
42	42	30	26	6	
43	43	31	27	7	
44	44	32	28	7	
45	45	33	29	7	
46	46	34	30	7	
47	47	35	31	8	
48	48	36	32	8	
49	49	37	33	8	
50	50	38	34	8	
51	51	39	35	9	
52	52	40	36	9	

53	53	41	37	9	
54	54	42	38	9	
55	55	43	39	10	
56	56	44	40	10	
57	57	45	41	10	
58	58	46	42	10	
59	59	47	43	11	
60	60	48	44	11	
61	61	49	45	11	
62	62	50	46	11	
63	63	51	47	12	
64	64	52	48	12	
65	65	53	49	12	
66	66	54	50	12	
67	67	55	51	13	
68	68	56	52	13	
69	69	57	53	13	
70	70	58	54	13	
71	71	59	55	14	
72	72	60	56	14	
73	73	61	57	14	
74	74	62	58	14	
75	75	63	59	14	
76	76	64	60	15	
77	77	65	61	15	
78	78	66	62		
79	79	67	63		
80	80	68	64		
81	81	69	65		
82	82	70	66		
83	83	71	67		
84	84	72	68		
85	85	73	69		
86	86	74	70		
87	87	75	71		
88	88	76	72		
89	89	77	73		
90	90	78			
91	91	79			
92	92	80			
93	93	81			
94	94	82			
95	95	83			
96	96	84			
97	97	85			
98	98	86			
99	99	87			
100	100	88			
101	101	89			
102	102	90			
103	103	91			
104	104	92			
105	105	93			
106	106				
107	107				
108	108				
109	109				

110	110				
111	111				
112	112				
113	113				
114	114				
115	115				
116	116				
117	117				
118	118				
119	119				
120	120				
121	121				
122	122				
123	123				
124	124				
125	125				
126	126				
127	127				
128	128				
129	129				

ト 研究職基本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸					
	2級					
1	1	54	54	107	107	
2	2	55	55	108	108	
3	3	56	56	109	109	
4	4	57	57	110	110	
5	5	58	58	111	111	
6	6	59	59	112	112	
7	7	60	60	113	113	
8	8	61	61	114	114	
9	9	62	62	115	115	
10	10	63	63	116	116	
11	11	64	64	117	117	
12	12	65	65	118	118	
13	13	66	66	119	119	
14	14	67	67	120	120	
15	15	68	68	121	121	
16	16	69	69			
17	17	70	70			
18	18	71	71			
19	19	72	72			
20	20	73	73			
21	21	74	74			
22	22	75	75			
23	23	76	76			
24	24	77	77			
25	25	78	78			
26	26	79	79			
27	27	80	80			
28	28	81	81			
29	29	82	82			
30	30	83	83			
31	31	84	84			
32	32	85	85			
33	33	86	86			
34	34	87	87			
35	35	88	88			
36	36	89	89			
37	37	90	90			
38	38	91	91			
39	39	92	92			
40	40	93	93			
41	41	94	94			
42	42	95	95			
43	43	96	96			
44	44	97	97			
45	45	98	98			
46	46	99	99			
47	47	100	100			
48	48	101	101			
49	49	102	102			
50	50	103	103			
51	51	104	104			
52	52	105	105			
53	53	106	106			

チ 福祉職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸		
	1級	2級	3級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	2	2
7	7	3	3
8	8	4	4
9	9	5	5
10	10	6	6
11	11	7	7
12	12	8	8
13	13	9	9
14	14	10	10
15	15	11	11
16	16	12	12
17	17	13	13
18	18	14	14
19	19	15	15
20	20	16	16
21	21	17	17
22	22	18	18
23	23	19	19
24	24	20	20
25	25	21	21
26	26	22	22
27	27	23	23
28	28	24	24
29	29	25	25
30	30	26	26
31	31	27	27
32	32	28	28
33	33	29	29
34	34	30	30
35	35	31	31
36	36	32	32
37	37	33	33
38	38	34	34
39	39	35	35
40	40	36	36
41	41	37	37
42	42	38	38
43	43	39	39
44	44	40	40
45	45	41	41
46	46	42	42
47	47	43	43
48	48	44	44
49	49	45	45
50	50	46	46
51	51	47	47
52	52	48	48
53	53	49	49
54	54	50	50

55	55	51	51
56	56	52	52
57	57	53	53
58	58	54	54
59	59	55	55
60	60	56	56
61	61	57	57
62	62	58	58
63	63	59	59
64	64	60	60
65	65	61	61
66	66	62	62
67	67	63	63
68	68	64	64
69	69	65	65
70	70	66	66
71	71	67	67
72	72	68	68
73	73	69	69
74	74	70	70
75	75	71	71
76	76	72	72
77	77	73	73
78	78	74	74
79	79	75	75
80	80	76	76
81	81	77	77
82	82	78	78
83	83	79	79
84	84	80	80
85	85	81	81
86	86	82	82
87	87	83	83
88	88	84	84
89	89	85	85
90	90	86	85
91	91	87	85
92	92	88	85
93	93	89	85
94	94	89	85
95	95	89	85
96	96	89	85
97	97	89	85
98	98	89	85
99	99	89	85
100	100	89	85
101	101	89	85
102	102	89	
103	103	89	
104	104	89	
105	105	89	
106	106	89	
107	107	89	
108	108	89	
109	109		
110	110		
111	111		
112	112		
113	113		

114	114		
115	115		
116	116		
117	117		
118	118		
119	119		
120	120		
121	121		
122	122		
123	123		
124	124		
125	125		
126	126		
127	127		
128	128		
129	129		
130	130		
131	131		
132	132		
133	133		
134	134		
135	135		
136	136		
137	137		
138	138		
139	139		
140	140		
141	141		
142	142		
143	143		
144	144		
145	145		
146	146		
147	147		
148	148		
149	149		
150	150		
151	151		
152	152		
153	153		
154	154		
155	155		
156	156		
157	157		
158	158		
159	159		
160	160		
161	161		
162	162		
163	163		
164	164		
165	165		
166	166		
167	167		
168	168		
169	169		
170	170		

リ 専門技術職基本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	1
3	3	1	1	1	1	1
4	4	1	1	1	1	1
5	5	1	1	1	1	1
6	6	2	1	1	1	1
7	7	3	1	1	1	1
8	8	4	1	1	1	1
9	9	5	1	1	1	1
10	10	6	2	2	1	1
11	11	7	3	3	1	1
12	12	8	4	4	1	1
13	13	9	5	5	1	1
14	14	10	6	6	2	1
15	15	11	7	7	3	1
16	16	12	8	8	4	1
17	17	13	9	9	5	1
18	18	14	10	10	6	2
19	19	15	11	11	7	3
20	20	16	12	12	8	4
21	21	17	13	13	9	5
22	22	18	14	14	10	6
23	23	19	15	15	11	7
24	24	20	16	16	12	8
25	25	21	17	17	13	9
26	26	22	18	18	14	10
27	27	23	19	19	15	11
28	28	24	20	20	16	12
29	29	25	21	21	17	13
30	30	26	22	22	18	14
31	31	27	23	23	19	15
32	32	28	24	24	20	16
33	33	29	25	25	21	17
34	34	30	26	26	22	18
35	35	31	27	27	23	19
36	36	32	28	28	24	20
37	37	33	29	29	25	21
38	38	34	30	30	26	22
39	39	35	31	31	27	23
40	40	36	32	32	28	24
41	41	37	33	33	29	25
42	42	38	34	34	30	26
43	43	39	35	35	31	27
44	44	40	36	36	32	28
45	45	41	37	37	33	29
46	46	42	38	38	34	30
47	47	43	39	39	35	31
48	48	44	40	40	36	32
49	49	45	41	41	37	33
50	50	46	42	42	38	34
51	51	47	43	43	39	35
52	52	48	44	44	40	36
53	53	49	45	45	41	37

54	54	50	46	46	42	38
55	55	51	47	47	43	39
56	56	52	48	48	44	40
57	57	53	49	49	45	41
58	58	54	50	50	46	42
59	59	55	51	51	47	43
60	60	56	52	52	48	44
61	61	57	53	53	49	45
62	62	58	54	54	50	45
63	63	59	55	55	51	45
64	64	60	56	56	52	45
65	65	61	57	57	53	45
66	66	62	58	58	54	45
67	67	63	59	59	55	
68	68	64	60	60	56	
69	69	65	61	61	57	
70	70	66	62	62	58	
71	71	67	63	63	59	
72	72	68	64	64	60	
73	73	69	65	65	61	
74	74	70	66	66	62	
75	75	71	67	67	63	
76	76	72	68	68	64	
77	77	73	69	69	65	
78	78	74	70	70	66	
79	79	75	71	71	67	
80	80	76	72	72	68	
81	81	77	73	73	69	
82	82	78	74	74	70	
83	83	79	75	75	71	
84	84	80	76	76	72	
85	85	81	77	77	73	
86	86	82	78	78	73	
87	87	83	79	79	73	
88	88	84	80	80	73	
89	89	85	81	81	73	
90	90	86	82	82	73	
91	91	87	83	83	73	
92	92	88	84	84	73	
93	93	89	85	85	73	
94	94	90	85	85	73	
95	95	91	85	85	73	
96	96	92	85	85	73	
97	97	93	85	85	73	
98	98	94	85	85	73	
99	99	95	85	85	73	
100	100	96	85	85	73	
101	101	97	85	85		
102	102	98	85	85		
103	103	99	85	85		
104	104	100	85	85		
105	105	101	85	85		
106	106	102	85			
107	107	103	85			
108	108	104	85			
109	109	105				
110	110	106				
111	111	107				
112	112	108				
113	113	109				

114	114	110				
115	115	111				
116	116	112				
117	117	113				
118	118	114				
119	119	115				
120	120	116				
121	121	116				
122	122	116				
123	123	116				
124	124	116				
125	125	116				
126	126	116				
127	127	116				
128	128	116				
129	129	116				
130	130	116				
131	131					
132	132					
133	133					
134	134					
135	135					
136	136					
137	137					
138	138					
139	139					
140	140					
141	141					
142	142					
143	143					
144	144					
145	145					
146	146					
147	147					
148	148					
149	149					
150	150					
151	151					
152	152					
153	153					
154	154					
155	155					
156	156					
157	157					
158	157					
159	157					
160	157					
161	157					
162	157					
163	157					
164	157					
165	157					
166	157					
167	157					
168	157					
169	157					
170	157					
171	157					
172	157					

又 レジデント等基本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸
1	3
2	4
3	5

ル 副院長等基本年俸表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸	
	1級	2級
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10
11	11	11
12	12	12
13	13	13
14	14	14
15	15	15
16	16	16
17	17	17
18	18	18
19	19	19
20	20	20
21	21	21
22	22	22
23	23	23
24	24	24
25	25	25
26	26	26
27	27	27
28	28	28
29	29	29
30	30	30
31	31	31
32	32	32
33	33	33
34	34	34
35	35	35
36	36	36
37	37	37
38	38	38
39	39	39
40	40	40
41	41	41
42	42	42
43	43	43
44	44	44
45	45	45
46	46	46
47	47	47
48	48	48
49	49	49
50	50	50
51	51	51
52	52	52
53	53	53
54	54	54
55	55	55

56	56	56
57	57	57
58	58	58
59	59	59
60	60	60
61	61	61
62	62	62
63	63	63
64	64	64
65	65	65
66	66	66
67	67	67
68	68	68
69	69	69
70	70	70
71	71	71
72	72	72
73	73	73
74	74	74
75	75	75
76	76	76
77	77	77
78	78	78
79	79	79
80	80	80
81	81	81
82	82	82
83	83	83
84	84	84
85	85	85
86	86	86
87	87	87
88	88	88
89	89	89
90	90	90
91	91	91
92	92	92
93	93	93
94	94	94
95	95	95
96	96	96
97	97	97
98	98	98
99	99	99
100	100	100
101	101	101
102	102	102
103	103	103
104	104	104
105	105	105
106	106	106
107	107	107
108	108	108
109	109	109
110	110	110
111	111	111
112	112	112
113	113	113
114	114	114

115	115	115
116	116	116
117	117	117
118	118	118
119	119	119
120	120	120
121	121	121
122	122	122
123	123	123
124	124	124
125	125	125
126	126	126
127	127	127
128	128	
129	129	
130	130	
131	131	
132	132	
133	133	
134	134	
135	135	
136	136	
137	137	
138	138	
139	139	
140	140	
141	141	
142	142	
143	143	
144	144	
145	145	
146	146	
147	147	
148	148	
149	149	

ヲ 院長・局長等基本年俸表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸
1	1
2	2
3	3
4	4

ワ 任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

附則別表第4 副所長等基本年俸表（附則第4条第2項関係）

職務の級 号俸	1級		2級	
	基本年俸額		基本年俸額	
	月例 年俸額	業績 年俸額	月例 年俸額	業績 年俸額
	円	円	円	円
1	3,698,400	1,508,700	4,906,800	2,452,800
2	3,717,600	1,518,300	4,932,000	2,465,100
3	3,740,400	1,527,400	4,956,000	2,476,800
4	3,759,600	1,534,400	4,986,000	2,491,300
5	3,775,200	1,541,900	5,004,000	2,500,900
6	3,795,600	1,549,300	5,032,800	2,516,100
7	3,814,800	1,557,300	5,064,000	2,531,000
8	3,837,600	1,566,300	5,095,200	2,546,600
9	3,861,600	1,575,400	5,120,400	2,559,000
10	3,880,800	1,583,900	5,144,400	2,570,600
11	3,903,600	1,592,900	5,167,200	2,581,800
12	3,930,000	1,604,000	5,194,800	2,596,200
13	3,950,400	1,613,100	5,220,000	2,607,800
14	3,973,200	1,621,600	5,246,400	2,622,100
15	3,993,600	1,630,200	5,277,600	2,637,900
16	4,020,000	1,640,300	5,307,600	2,652,600
17	4,198,800	1,714,400	5,335,200	2,666,400
18	4,215,600	1,720,300	5,360,400	2,678,900
19	4,236,000	1,728,900	5,386,800	2,691,900
20	4,252,800	1,736,400	5,410,800	2,703,400
21	4,269,600	1,742,300	5,439,600	2,717,800
22	4,286,400	1,749,400	5,463,600	2,731,300
23	4,309,200	1,758,600	5,490,000	2,744,300
24	4,326,000	1,764,600	5,516,400	2,757,200
25	4,339,200	1,771,200	5,542,800	2,770,300
26	4,358,400	1,778,200	5,568,000	2,782,900
27	4,376,400	1,787,300	5,590,800	2,793,400
28	4,394,400	1,794,300	5,613,600	2,804,800
29	4,413,600	1,801,400	5,638,800	2,817,800
30	4,430,400	1,808,900	5,665,200	2,830,700
31	4,448,400	1,815,500	5,690,400	2,843,800
32	4,468,800	1,824,600	5,716,800	2,856,700
33	4,489,200	1,832,100	5,744,400	2,870,800
34	4,507,200	1,839,200	5,769,600	2,883,400
35	4,524,000	1,846,700	5,798,400	2,897,400
36	4,544,400	1,854,300	5,828,400	2,912,400
37	4,558,800	1,860,800	5,857,200	2,927,500
38	4,579,200	1,868,400	5,888,400	2,941,600
39	4,594,800	1,876,400	5,917,200	2,957,600
40	4,612,800	1,883,500	5,946,000	2,972,000
41	4,630,800	1,890,500	5,973,600	2,985,000
42	4,646,400	1,897,100	6,000,000	2,998,100
43	4,664,400	1,904,100	6,026,400	3,011,100
44	4,683,600	1,911,600	6,052,800	3,024,100
45	4,700,400	1,918,100	6,073,200	3,034,100
46	4,718,400	1,926,100	6,091,200	3,043,100
47	4,736,400	1,933,100	6,111,600	3,055,100
48	4,755,600	1,940,700	6,129,600	3,063,100
49	4,772,400	1,947,700	6,150,000	3,074,100
50	4,794,000	1,955,700	6,166,800	3,082,100
51	4,813,200	1,964,700	6,183,600	3,090,100
52	4,834,800	1,973,700	6,201,600	3,099,100

53	4,850,400	1,979,800	6,214,800	3,106,000
54	4,868,400	1,986,800	6,229,200	3,113,000
55	4,884,000	1,993,300	6,243,600	3,119,900
56	4,899,600	1,999,800	6,256,800	3,126,900
57	4,916,400	2,006,900	6,267,600	3,131,900
58	4,932,000	2,012,900	6,279,600	3,137,800
59	4,950,000	2,019,900	6,291,600	3,143,800
60	4,970,400	2,028,000	6,303,600	3,149,800
61	4,987,200	2,035,000	6,316,800	3,156,800
62	5,001,600	2,041,100	6,326,400	3,161,000
63	5,020,800	2,049,100	6,333,600	3,165,300
64	5,040,000	2,057,100	6,342,000	3,169,300
65	5,055,600	2,063,200	6,349,200	3,173,500
66	5,072,400	2,070,200	6,358,800	3,178,500
67	5,090,400	2,077,200	6,368,400	3,183,500
68	5,107,200	2,084,300	6,378,000	3,187,500
69	5,124,000	2,091,300	6,386,400	3,192,500
70	5,140,800	2,098,400	6,396,000	3,196,500
71	5,157,600	2,105,400	6,405,600	3,201,600
72	5,174,400	2,111,400	6,415,200	3,206,600
73	5,188,800	2,117,500	6,424,800	3,210,600
74	5,204,400	2,123,500		
75	5,221,200	2,130,500		
76	5,236,800	2,137,600		
77	5,246,400	2,141,600		
78	5,257,200	2,146,100		
79	5,269,200	2,151,100		
80	5,280,000	2,155,100		
81	5,289,600	2,158,600		
82	5,299,200	2,162,600		
83	5,306,400	2,165,600		
84	5,314,800	2,169,000		
85	5,319,600	2,171,000		
86	5,326,800	2,174,000		
87	5,332,800	2,176,000		
88	5,338,800	2,179,000		
89	5,344,800	2,181,000		

附則別表第5 適用区分表（附則7条第2項関係）

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額
副所長等基本年俸表	部長	二種 <small>（理事長が別に定める場合に限る）</small>	2級以下	103,400
		三種		90,500
	室長	三種 <small>（理事長が別に定める場合に限る）</small>	1級	78,400
		四種		67,200

備考

役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

附則別表第6 医師手当（定額部分）月額表（附則第7条第3項関係）

免許取得 後年度数	月 額
	円
1	201,200
2	201,200
3	201,200
4	201,200
5	201,200
6	201,200
7	201,200
8	201,200
9	201,200
10	201,200
11	201,200
12	194,000
13	186,800
14	179,500
15	172,300
16	165,100
17	157,900
18	150,700
19	143,500
20	137,900
21	132,300
22	126,600
23	121,000
24	115,400
25	109,800
26	104,200
27	101,800
28	99,400
29	95,800
30	93,000
31	90,600
32	88,200
33	85,800
34	83,000
35	81,800
36	80,200
37	77,300
38	74,100
39	70,500
40	67,700
41	
42	
43	
44	
45	

備考

医師手当月額表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

附則別表7 期間の区分の切替表（附則第7条第5項関係）

期間の区分	免許取得後年度数
1年未満	1
1年以上2年未満	2
2年以上3年未満	3
3年以上4年未満	4
4年以上5年未満	5
5年以上6年未満	6
6年以上7年未満	7
7年以上8年未満	8
8年以上9年未満	9
9年以上10年未満	10
10年以上11年未満	11
11年以上12年未満	12
12年以上13年未満	13
13年以上14年未満	14
14年以上15年未満	15
15年以上16年未満	16
16年以上17年未満	17
17年以上18年未満	18
18年以上19年未満	19
19年以上20年未満	20
20年以上21年未満	21
21年以上22年未満	22
22年以上23年未満	23
23年以上24年未満	24
24年以上25年未満	25
25年以上26年未満	26
26年以上27年未満	27
27年以上28年未満	28
28年以上29年未満	29
29年以上30年未満	30
30年以上31年未満	31
31年以上32年未満	32
32年以上33年未満	33
33年以上34年未満	34
34年以上35年未満	35

附則別表第8 再雇用職員基本給表（附則第15条関係）

基本給表	基本給月額
医療職基本給表（二）	219,600
医療職基本給表（三）	260,200
事務職基本給表	219,500
技能職基本給表	227,500
教育職基本給表	288,000
研究職基本給表	263,600
福祉職基本給表	245,600
専門技術職基本給表	219,600